

第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 (第 9 回)

日時：平成 21 年 9 月 29 日 (火) 9 : 30 ~ 12 : 00

場所：横浜市健康福祉センター 8 階大会議室 F

■次 第■

1. 開会

2. 議事

- (1) 第 2 期市計画の評価方法の検討 <資料 1 >

3. 報告

- (1) 地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会報告 <資料 2 >

- (2) 横浜市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）の策定状況の経過報告 <資料 3 >

- (3) 市計画及び各区計画の策定・推進状況の報告 <資料 4 >

ア 各区の策定・推進状況

イ 市計画の推進状況

4. その他

- (1) 委員の任期終了に伴う委員改選について <資料 5 >

| 評価の視点 | 評価指標 | 目標 (増減・数値など) | 推進の柱と具体的な取組 | 評価の全体像（目標、理想像） | |
|-------------------------------------|---|--|---|--|-------------------------|
| A 対象者別項目毎の状態像の変化評価 | 交流の場の数、自主グループ化の数 | 増 | <柱1> 1 地域で取り組む福祉保健活動 | ☆地域住民同士のつながりが広がった。 ☆関係機関・団体の協力体制が強化された。 ☆生活の質の向上が図られた。 ☆安心した生活を送れるようになったと感じる住民が増えた。 | |
| | 自治会を基盤とする見守り活動実施数（箇所数、活動回数） | 増 | | | |
| | 見守り体制の構築数 | 増 | | | |
| | 市民の健康づくり活動の自主化数 | 増 | | | |
| | 日常生活の安心が図られる支援の充実の視点 ・計画の目標はどの程度達成されたか ・項目（市の支援策）ごとに決めている対象者（例えばボランティアや要支援者）が5年でどうなったか ・サービス利用者がどのくらい自立したか | 民生委員・児童委員と担当する利用者について情報共有したことがあるケアマネジャーの割合 | 増 | | <柱2> 1 サービスの適切な利用の促進 |
| | 民生委員・児童委員の活動を理解している人の割合 | 増 | <柱2> 1 サービスの適切な利用の促進 | | |
| | 福祉保健の情報が十分に届いていると感じている住民の割合 | 増 | <柱2> 2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、地域福祉保健サービスの充実、開発 | | |
| | 区社協で当事者の分科会の意見を反映させられたか | できた・できない | <柱2> 2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、地域福祉保健サービスの充実、開発 | | |
| | サービス向上のために、第三者評価を積極的に受審すべきという意識が高まった割合 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | |
| | 助成金により継続的に活動を展開した団体数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | |
| 企業と学校などとの協働取組数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | | |
| 市民が主体となって起業した事業数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | | |
| B プロセス評価 | ボランティア活動への登録者数 | 増 | <柱1> 1 地域で取り組む福祉保健活動 | ☆住民が主体的に計画に取り組みだした。 ☆地域の中で活動する意欲が高まり、活動数が増加し、地域づくりが進んだ。 ☆隣近所や地域の中で助けを求められることができるような関係ができています。 | |
| | 学校・施設・企業等関係者で連携した事例数 | 増 | <柱1> 1 地域で取り組む福祉保健活動 | | |
| | 地域主体の形成を目指す視点 ・計画推進過程における住民の主体性がどれだけ形成されたか、どれだけ取り組めたか ・地域懇談会が定期的に行われているかどうか | 地区フォーラムの参加者数 | 増 | | <柱1> 2 地区別計画の策定・推進 |
| | 地区別計画が推進されている割合 | 増 | <柱2> 2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、地域福祉保健サービスの充実、開発 | | |
| | 地区別計画策定・推進への当事者の参加者数 | 増 | <柱2> 2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、地域福祉保健サービスの充実、開発 | | |
| | 当事者団体の会合に参加し、分野別の話し合いの中から具体的な課題解決の仕組みが出来た数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | |
| | 地域福祉コーディネーター養成研修の受講者数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | |
| よこはま福祉・保健カレッジの参加者数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | | |
| C 目標到達度評価 | 多世代交流サロン実施箇所数、開催回数 | 増 | <柱1> 1 地域で取り組む福祉保健活動 | ☆地区別懇談会の中から新たな活動団体が生まれ活動が継続している。 ☆地域の住民同士が知り合い、交流し、お互いが安心して生活できるような地域の基盤ができています。 ☆地域福祉計画に関するPRが進み、市民の理解が深まっている。 ☆自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組ができています。 ☆災害時要援護者避難支援事業の取組が推進されている。 | |
| | 見守りが必要な人への定期的な訪問回数 | 増 | | | |
| | 災害時要援護者支援事業実施地区数 | 増 | | | |
| | 地区ボランティアセンター数、地区ボランティア団体数 | 増 | | | |
| | 健康づくり関係講座の実施数 | 増 | <柱1> 2 地区別計画の策定・推進 | | |
| | 防災訓練への学校・地元企業の参加数 | 増 | <柱2> 1 サービスの適切な利用の促進 | | |
| | 地域福祉保健計画への理解度 | 向上 | <柱2> 1 サービスの適切な利用の促進 | | |
| | 地域福祉保健システムの改善・強化の視点 ・解決すべき課題に対する取組が5年後解決できたか ・地区別計画の取組がシステム化されたか | 公的機関と地域の個人情報共有のルールを作成 | 平成22年度までに作成 | | <柱3> 1 多くの市民の参加促進 |
| | 民生委員・児童委員の活動の手引きを活用した研修の開催数 | 増 | <柱3> 2 活動者・団体の活性化支援 | | |
| | 成年後見制度の市民向け啓発セミナーや関係機関による事例検討会の開催回数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | |
| | 広報紙で特集を組んだり、広く情報を提供するための発行物の数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | |
| | 地域活動グループ数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | |
| | 市民向けボランティア講座の開催回数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | |
| | 地域ケアプラザ見守りネットワーク会議の実施回数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | |
| ボランティアやコミュニティビジネスに関する普及・啓発講座数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | | |
| 地域福祉コーディネーター養成研修の開催数 | 増 | <柱3> 3 地域福祉保健人材の育成 | | | |

A：対象者別項目毎の状態像の変化評価
 B：プロセス評価
 C：目標の到達度評価

参考資料

| no | 柱 | 大項目 | 小項目 | 主な取組内容 | 評価指標 | 目標 (増減・数値など) | 評価の視点 |
|----|----|-----------------|-------------------------------------|--|--|-----------------|-------|
| 1 | 柱1 | 1 地域で取り組む福祉保健活動 | (1) 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進 | 地域の住民同士が交流し、支えあう基盤づくり | 多世代交流サロン実施箇所数、開催回数 | 増 | C |
| 2 | | | | | 配食、食事会、ミニデイ等サービスの実施団体数 | 増 | A |
| 3 | | | | | 介護予防の自主グループ数 | 増 | A |
| 4 | | | (2) 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組 | 自治会町内会活動を基盤とした支援が必要な人の見守り活動 | 自治会を基盤とする見守り活動実施数（箇所数、活動回数） | 増 | A |
| 5 | | | | | 見守りが必要な人への定期的な訪問回数 | 増 | C |
| 6 | | | (3) 災害時要援護者避難支援事業の取組推進 | 災害時要援護者避難支援事業の推進による、地域で支援が必要な人の把握・見守りの仕組みづくり | 災害時要援護者支援事業実施地区数 | 増 | C |
| 7 | | | | | 見守り体制の構築数 | 増 | A |
| 8 | | | (4) 地域と連携したボランティア活動、当事者活動・テーマ型活動の推進 | 身近な地域でボランティア活動に参加し、共助を進める仕組みづくり | 地区ボランティアセンター数 | 増 | C |
| 9 | | | | | 地区ボランティア講座の実施数 | 増 | C |
| 10 | | | | | 地区ボランティア団体数 | 増 | C |
| 11 | | | | | 地区ボランティア講座の参加者数 | 増 | B |
| 12 | | | | | ボランティアセンター登録者数 | 増 | B |
| 13 | | | | | 地区ボランティアセンターの設置支援の過程で行った他の団体との会議回数 | 増 | C |
| 14 | | | (5) 健康づくり活動を通じた地域づくりの推進 | 健康づくりをテーマにした地域活動の推進と地域の保健人材の活用 | 健康づくり関係講座の実施数、参加者数 | 増 | C |
| 15 | | | | | 市民の健康づくり活動の自主化数 | 増 | A |
| 16 | | | | | 健康体操教室の参加者数 | 増 | C |
| 17 | | | (6) 次世代を育む場としての取組 | 乳幼児の親子や青少年の交流の場づくり、子どもの安全や事故予防への取組、生活困難層の子どもへの学習支援 | 青少年の居場所づくりの補助金（自主事業）の件数 | 増 | C |
| 18 | | | | | 子育て支援拠点、子育てサロン、赤ちゃん教室の数 | 増 | C |
| 19 | | | (7) 学校・施設・企業等と地域の関係づくり | 障害児の登下校や余暇活動支援、住民の活動場所等として施設等を活用、防災訓練への地元企業の参加促進 | 学校・施設・企業等関係者で連携した事例数 | 増 | B |
| 20 | | | | | 防災訓練への参加数 | 増 | C |
| 21 | | | | | 空き教室の活用数 | 増 | C |
| 22 | | | (8) 地域福祉保健推進の環境整備 | 地域ケアプラザなど活動拠点の整備、地域活動に必要な資金の助成、福祉保健人材の配置と相談・調整対応 | 区域拠点の整備数（地域ケアプラザ、地域活動ホーム） | 増 | C |
| 23 | 柱1 | 2 地区別計画の策定・推進 | (1) 地区別計画の策定・推進 | 地区別計画を全区で策定・推進し、区・区社協・地域ケアプラザが支援。地域課題への対応と振り返りを行う。 | 地区フォーラムの参加者数 | 増 | B |
| 24 | | | | | 地区別支援チーム会議の開催数 | 増 | C |
| 25 | | | | | 区民アンケートの実施 | 実施 | C |
| 26 | | | | | 地域福祉保健計画への理解度 | 向上 | C |
| 27 | | | | | 地区フォーラムの開催回数 | 増 | C |
| 28 | | | (2) 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働 | 地区別計画を策定・推進していく上で、地域の活動団体と市民活動団体の協働が進むよう、公的機関が支援。 | 各区における地区別計画に取り組んでいる地区の割合 | 増 | B |
| 29 | | | | | 地区別懇談会の参加者数 | 増 | B |
| 30 | | | | | 地区別懇談会の中から新たな活動をする団体が生まれたか | 発足 | B |
| 31 | | | | | 地区別懇談会で他の団体とのネットワークができた数 | 増 | C |
| 32 | 柱2 | 1 サービスの適切な利用の促進 | (1) 公民が連携した相談支援の仕組みづくり | 地域で支援が必要な人を発見し、対応策について検討する仕組みや、区レベルで検討する仕組みの構築。 | 区や包括が地区民生委員児童委員協議会に出席し、個別事例の相談を受けた回数 | 増 | C |
| 33 | | | | | 民生委員等からサポートが必要な人について区や包括が相談を受けた件数 | 増 | C |
| 34 | | | | | 民生委員・児童委員と担当する利用者について情報共有したことがあるケアマネジャーの割合 | 増 | A |
| 35 | | | | | 包括センターカンファレンスの開催回数 | 増 | C |

| no | 柱 | 大項目 | 小項目 | 主な取組内容 | 評価指標 | 目標 (増減・数値など) | 評価の視点 |
|----|-----|---|--|---|--|-----------------|-------|
| 36 | | | | | ケアマネジャーネットワーク構築支援でケアマネジャーと地域関係者が同席した回数 | 増 | C |
| 37 | | | | | 区域における専門的支援ネットワークを活用した新たな仕組みや制度の整備の検討会議の実施 | 各区で開始 | C |
| 38 | | | | | 区域における専門的支援ネットワークを活用した新たな仕組みや制度の創設 | 各区で創設 | C |
| 39 | | | (2) 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくり | 災害時要援護者避難支援事業等における公的機関と地域の個人情報共有のルールづくり。 | 公的機関と地域の個人情報共有のルールの作成 | 平成22年度までに作成 | C |
| 40 | | | (3) 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくり | 民生委員・児童委員の活動の手引きを作成し、研修を実施。協力し、活動を後押しする住民を増やす。 | 民生委員・児童委員の活動の手引きの作成 | 平成21年度までに作成 | C |
| 41 | | | | | 手引きを活用した研修実施数 | 増 | C |
| 42 | | | | | 民生委員を中心とする地域支援の仕組みの事例数 | 増 | C |
| 43 | | | | | 担当の民生委員・児童委員の活動を理解している住民の割合 | 増 | A |
| 44 | | | | | 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力したことがある住民の割合 | 増 | A |
| 45 | | | (4) 福祉保健サービスに関する情報提供の工夫 | 当事者にわかりやすい情報提供の工夫。地域の商店街や銀行など身近な場所で情報が手に入る工夫。 | 福祉協力店（モデル実施）の数 | 増 | C |
| 46 | | | | | 情報のバリアフリー化の取組数 | 増 | C |
| 47 | | | | | 福祉保健の情報提供をした場所の数 | 増 | C |
| 48 | | | | | 福祉保健の情報が十分に届いていると感じている住民の割合 | 増 | A |
| 49 | | | (5) 権利擁護の推進 | 成年後見制度の利用促進に向けた市民向け啓発セミナーの実施、関係機関による事例検討会や研修会の実施。 | 成年後見サポートネットの開催回数 | 増 | C |
| 50 | | | | | 成年後見制度の市民向け啓発セミナーの実施回数 | 増 | C |
| 51 | | | | | 成年後見制度の市民向け啓発セミナーの参加者数 | 増 | C |
| 52 | | | | | 成年後見制度を知っている住民の割合 | 増 | A |
| 53 | 柱 2 | 2 福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実、地域福祉保健サービスの充実、開発 | (1) 地域の福祉課題や当事者の福祉ニーズの把握促進 | 当事者が地区の話し合いに参加できるよう支援。当事者のニーズを事前に公的機関が把握し、代弁。 | 地区別計画策定・推進への当事者の参加者数 | 増 | B |
| 54 | | | | | 当事者ニーズに基づいた事業数 | 増 | C |
| 55 | | | | | 区社協において当事者の分科会の意見を反映させられたか | できた・できない | A |
| 56 | | | | | 相談員設置事業が推進された割合 | 増 | A |
| 57 | | | (2) 地域福祉保健活動の情報の共有化と提供方法の充実 | 地域や区域の様々な活動情報を集め、身近な近所で住民に提供する仕組みの構築。 | 地域活動状況の解る広報誌を定期的に発行（回覧、社協広報の利用、HPの開発等） | 情報発信の増 | C |
| 58 | | | (3) 生活圏域に合わせたサービスの整備 | 当事者団体の会合など様々な場を活用し、サービスの足りない部分を検討し、新たなサービス開発を検討。 | 当事者団体の会合に参加し、分野別の話し合いの中から具体的な課題解決の仕組みが出来た数 | 増 | B |
| 59 | | | | | サービスメニューの数 | 増 | C |
| 60 | | | (4) 地域福祉保健サービスの充実・開発に向けた行政など公的機関としての取組 | 障害児・者への日中活動支援や在宅療養連携推進など、新たな課題に対応するサービスを検討し立ち上げを支援。 | 作業所・地域活動ホーム等での検討会の実施回数 | 増 | C |
| 61 | | | | | 市民・関係機関と課題を共有し、解決に向けた話し合いがされた検討会（懇談会）の開催数 | 増 | C |
| 62 | | | (5) 自立（自助・家族支援）を支援するサービスの充実 | 民生委員・児童委員と専門機関などが連携して家族を支援。当事者に目配りをする地域のサポート役などの育成。 | 地域ケアプラザの見守りネットワーク会議の回数 | 増 | A |
| 63 | | | | | 障害児余暇支援事業の参加者数 | 増 | C |
| 64 | | | | | 安心生活創造事業の進捗状況 | 進捗 | C |
| 65 | | | | | 瀬谷区支えあい家族支援事業の進捗状況 | 進捗 | C |
| 66 | | | (6) サービスの質を向上させる仕組み | 第三者評価受審促進。評価調査委員の研修実施。 | 受審数 | 増 | C |

| no | 柱 | 大項目 | 小項目 | 主な取組内容 | 評価指標 | 目標 (増減・数値など) | 評価の視点 |
|----|----|-----------------------|---|---|--|-----------------|-------|
| 67 | | | | | サービス向上のために、第三者評価を積極的に受信すべきという意識が高まった割合 | 増 | A |
| 68 | 柱3 | 1 多くの市民の参加促進 | (1) 市民の地域参加を促進する情報提供などの充実 | 地域や区域の情報を様々な方法で広く住民に提供。 | 広報紙で特集を組んだり、広く情報を提供するための発行物の数 | 増 | C |
| 69 | | | | | 市民が情報を入手しやすくなるような提供場所の工夫 | 工夫の例の増 | C |
| 70 | | | (2) 計画の策定や推進に参加しやすい仕組みづくり | 身近な場所や参加しやすい日程で地区別の懇談会を開催。電子メールなど幅広く意見を出せるように工夫。 | 地区別懇談会に直接参加できない人への参加形態の工夫 | 工夫の例の増 | C |
| 71 | | | | | 区・地区フォーラム等開催回数 | 増 | C |
| 72 | | | | | 区・地区フォーラム等参加者数 | 増 | C |
| 73 | | | (3) 様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けた取組 | 気軽に短時間でできる活動の紹介や、大学生・小中高生がボランティア体験をする機会の提供。 | 市民向けボランティア講座の開催回数 | 増 | C |
| 74 | | | | | 市民向けボランティア講座の参加者数 | 増 | C |
| 75 | | | | | ボランティア交流会の開催回数 | 増 | C |
| 76 | | | | | 大学生や小中高生を対象としたボランティア体験事業の開催件数 | 増 | C |
| 77 | | | (4) 関心のあるテーマや生涯学習活動から地域福祉保健活動へ広がる仕組みづくり | 興味を活かした活動のきっかけづくり。地域大学講座など講座受講後の活動場所の紹介。 | 講座受講後に出来た地域活動グループ数 | 増 | A |
| 78 | 柱3 | 2 活動者・団体の活性化支援 | (1) 活動費助成などの環境整備 | 社会福祉協議会や区役所の助成金を活用しやすく工夫。民間の基金や企業による活動助成などについて情報提供。 | 助成金の情報を提供した件数 | 増 | C |
| 79 | | | | | 助成金により継続的に活動を展開した団体数 | 増 | A |
| 80 | | | (2) 活動相互の協働促進 | 自治会町内会などの地縁型組織と子育てなどのテーマ型組織の協働推進事例を収集し、情報提供。 | 事例の収集・提供 | できた・できない | C |
| 81 | | | | | 事例を参考に取組んだ地区数 | 増 | A |
| 82 | | | (3) 企業等との協働支援 | 企業と地域の協働取組事例を情報提供。活動者のニーズを把握し、企業や事業者、学校などに協働を働きかけ。 | 企業と地域の協働取組数 | 増 | A |
| 83 | | | (4) 様々なエリアの市民活動支援 | 地域の活動と広域の活動の情報交換の場を設定し、課題解決を検討。 | 地域ケアプラザ見守りネットワーク会議の実施回数 | 増 | C |
| 84 | | | (5) ボランティアからコミュニティビジネスまで幅広い市民活動の推進策の検討 | コミュニティビジネスの推進部局と連携し、起業を支援。 | コミュニティビジネスを導入し起業した団体数 | 増 | A |
| 85 | | | | | 普及・啓発講座数 | 増 | C |
| 86 | 柱3 | 3 地域福祉保健人材の育成 | (1) 公的機関職員の地域福祉コーディネーターとしての養成 | 地域福祉コーディネーター養成研修の実施。区・区社協・地域ケアプラザ職員の研修強化。 | 地域福祉コーディネーター養成研修の開催数 | 増 | C |
| 87 | | | | | 地域福祉コーディネーター養成研修の受講者数 | 増 | B |
| 88 | | | | | 地域福祉コーディネーターの人数 | 増 | C |
| 89 | | | (2) 市民がコーディネート機能を発揮できるような研修の充実 | 市民の中のコーディネート役が活動しやすい要件・環境の検討。よこはま福祉・保健カレッジの実施。 | 市民向け地域福祉コーディネーターについての研修の開催数 | 実施 | C |
| 90 | | | | | よこはま福祉・保健カレッジの参加者数 | 増 | B |
| 91 | 柱3 | 4 幅広い参加につながるバリアフリーの推進 | 幅広い参加につながるバリアフリーの推進 | ハードとソフトの福祉のまちづくり、こころのバリアフリーの推進。 | 福祉教育の開催回数 | 増 | C |

第2期横浜市地域福祉保健計画 評価について

1 評価の方向性

(1) 評価の視点 (第8回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会より)

A: 対象者別項目毎の状態像の変化評価

(日常生活の安心が図られる支援の充実の視点)

- ・ 計画の目標はどの程度達成されたか
- ・ 項目(市の支援策)ごとに決めている対象者(例えばボランティアや要支援者)が5年でどうなったか
- ・ サービス利用者がどのくらい自立したか

B: プロセス評価

(地域主体の形成を目指す視点)

- ・ 計画推進過程における住民の主体性がどれだけ形成されたか、どれだけ取り組めたか
- ・ 地域懇談会が定期的に行われているかどうか

C: 目標到達度評価

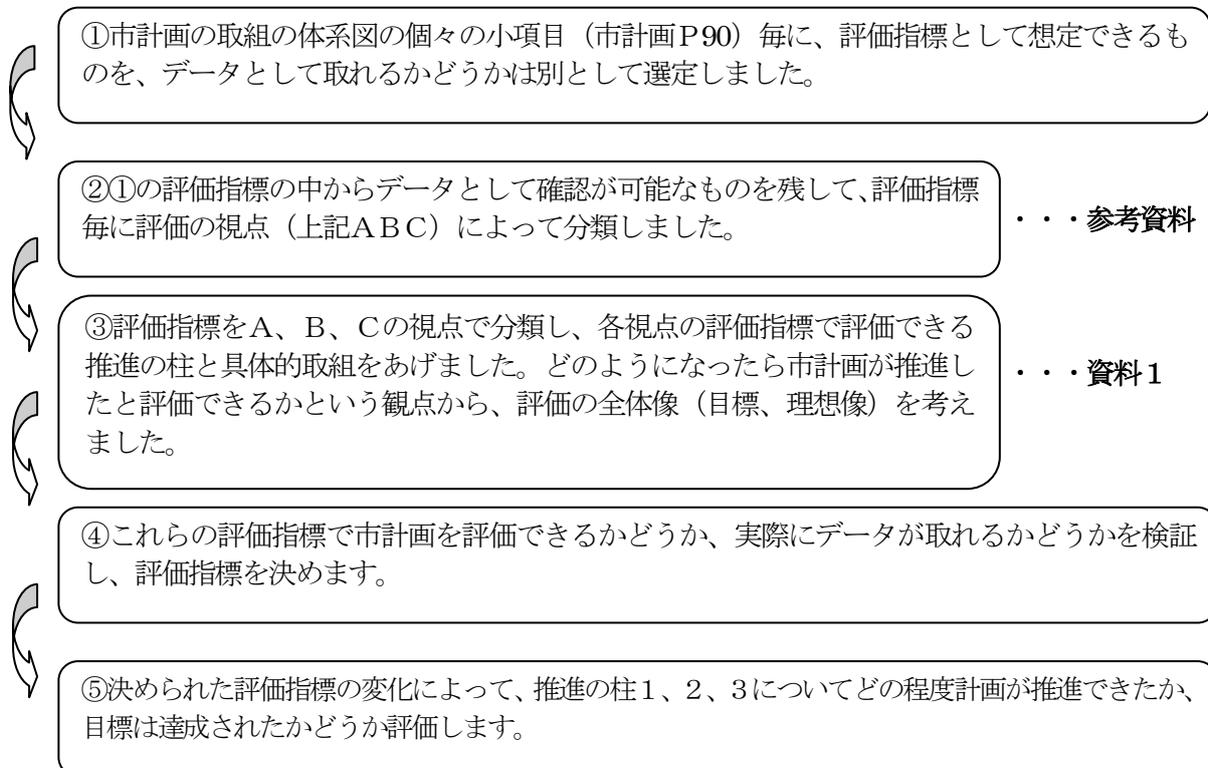
(地域福祉保健システムの改善・強化の視点)

- ・ 解決すべき課題に対する取組が5年で解決できたか
- ・ 地区別計画の取組がシステム化されたか

という3つの視点があると考えています。

(2) 評価に至る具体的な方法について

市計画を総合的・多角的に評価するため、上記3つの評価の視点から地域の取組がどのくらい進んでいるかを見ることを考えました。次のような経過で、市計画が推進されたかどうかを判断する評価の全体像を導き出しました。



2 検討事項

- 資料1にある評価指標で、市計画の取組内容を評価できるかについて
- A、B、Cの評価の視点により設定した評価指標と評価の全体像が対応しているかどうかについて
- その他必要な取組について

「地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会」について（報告）

標記検討会を設置し、地域福祉保健活動の推進に資する情報共有のルール案づくりに着手していますので、経過を報告します。

1 検討会設置の趣旨等

- 第2期横浜市地域福祉保健計画「推進の柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる」において、関係者間での情報の共有化に関する考え方を整理・検討し、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法検討や、個人情報の適正な取扱いの指針づくりに取り組むこととされている。
- 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会において選出した当該委員会委員6人と、市区局職員及び市社会福祉協議会職員8人による検討会を設置。事務局として健康福祉局福祉保健課、市社会福祉協議会企画・IT担当及び区社協機能強化担当、オブザーバーとして健康福祉局地域支援課が出席。
- 検討内容は、次の3点を想定している。
 - ①市が保有する個人情報により孤立・孤独の状態にあると予測される人について、その個人情報を、市職員以外の者（民生委員・児童委員、自治会町内会やボランティア団体等）による見守り活動のために活用する方法
 - ②地域住民が把握した、孤立・孤独の状態にある人に関する個人情報について、見守り活動を行う団体と情報を共有したり、市に情報提供したりする方法
 - ③その他、地域社会から孤立・孤独の状態にある人を減らすための方策

2 検討会の位置づけ

当該検討会で検討した内容は、第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（審議会として実施中）に報告し、意見を勘案しながら、検討を進める。

なお、当該検討会は第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の分科会ではなく、非公開とする。

3 「地域福祉保健活動を推進するための情報共有の仕組み」を実現するための論点

公的機関・民間事業者の果たす役割を踏まえた、行政と民生委員・児童委員や自治会町内会等の地域関係者による「地域福祉保健活動を推進するための情報共有の仕組み」が必要である。当該検討会における「ルール案づくり」とは、この仕組みの具体的なあり方を検討することと捉えて議論する。

- 議論するうえで考慮すべき事項
 - ・高齢者単独世帯の増加傾向
 - ・災害時要援護者避難支援の取組の高まり
 - ・担い手不足傾向にある民生委員・児童委員を取り巻く現状
 - ・他都市の取組例
 - ・個人情報保護の観点（横浜市個人情報保護条例・横浜市個人情報保護審議会）
- 議論の方向性
 - 対象層別（高齢者、障害児・者、外国人、乳幼児、妊婦等）又は具体的な活動別に、仕組みの必要性と、別添「イメージ図」における①～⑦のあり方を議論していく。情報共有の仕組みを動かすための土台づくりの必要性についてもまとめていく。

4 第1回検討会の議論の要旨

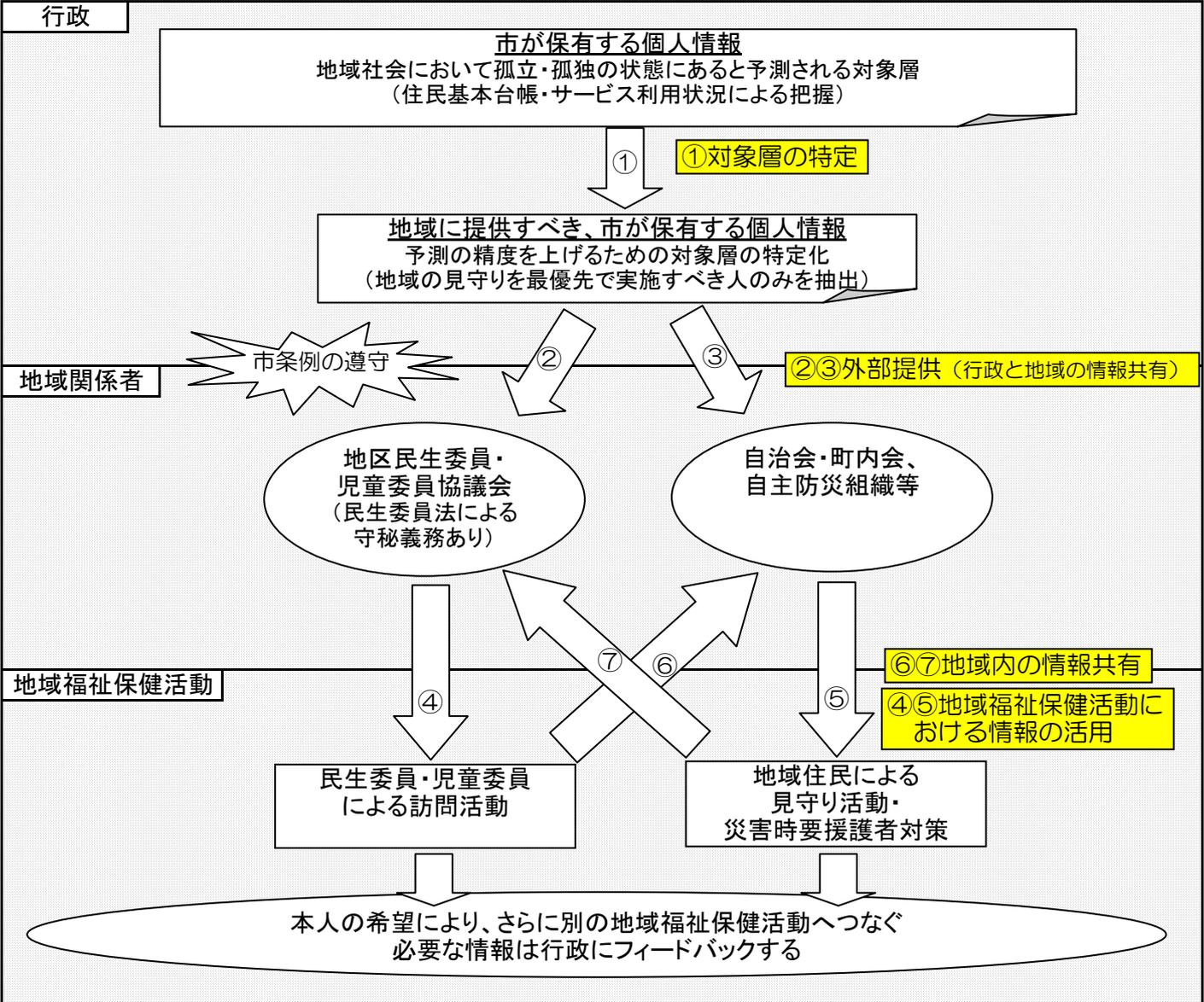
- 対象層の特定・・・別添「イメージ図」①
(必要性の高い対象層や、具体的な特定方法については議論されなかった。)
- 外部提供（行政と地域の情報共有）・・・同②③
 - ・ 個人情報を提供することにより市民側が得られるメリットを、具体的に示せることが重要。
 - ・ 個人情報を提供すれば、自ずと地域関係者による支援が生まれるという訳ではない。身近な地域の人に支えてもらえれば安心なのは確かであるが、特に障害者は困っていることが様々で、地域関係者による支援は簡単なことではない。
- 地域福祉保健活動における情報の活用・・・同④⑤
 - ・ 発災した時の避難支援は、民生委員だけでは対応できない。平常時から、民生委員が行政から要援護者リストの提供を受けて訪問し、防災分野の関係者にもつなげておくことが必ず必要になる。
 - ・ 具体的なルールをつくるには、具体的な活動ごとに検討することが必要（「高齢者の見守りネットワークのためにはこの情報を使う」など）。
- 地域内の情報共有・・・同⑥⑦
 - ・ (自分が住んでいる町で) 地域で要援護者の支援をしているのは、自主防災隊と民生委員であるが、個人情報保護法上の規制があると思い込んで、お互いに持っている情報を共有できていない状況。より良い支援のために情報共有できるようにしていきたい。
 - ・ 地域の中で、さまざまな関係者（民生委員、地域ケアプラザ、事業者等）が持っている情報を、うまく重ね合わせていない状況があるので、システムチックな情報共有の流れが必要。
 - ・ 地域関係者による情報共有は、個人情報保護法に縛られるものではない。問題になるのはプライバシーへの配慮であり、お互いに信頼関係があるかどうかである。近所同士のモラルとして情報共有のあり方を考えるべきである。
 - ・ 自分の情報が、自分の知らないところで共有されていることに、不満を持つ人がいて当然である。
- 全体として
 - ・ 専門職が繰り返しアプローチして、ようやく支援が開始できるような、対応が難しい層については、行政、医療機関、事業者等の専門職の役割が第一であり、この仕組みで整理できる取組ではないだろう。

5 今後の進め方

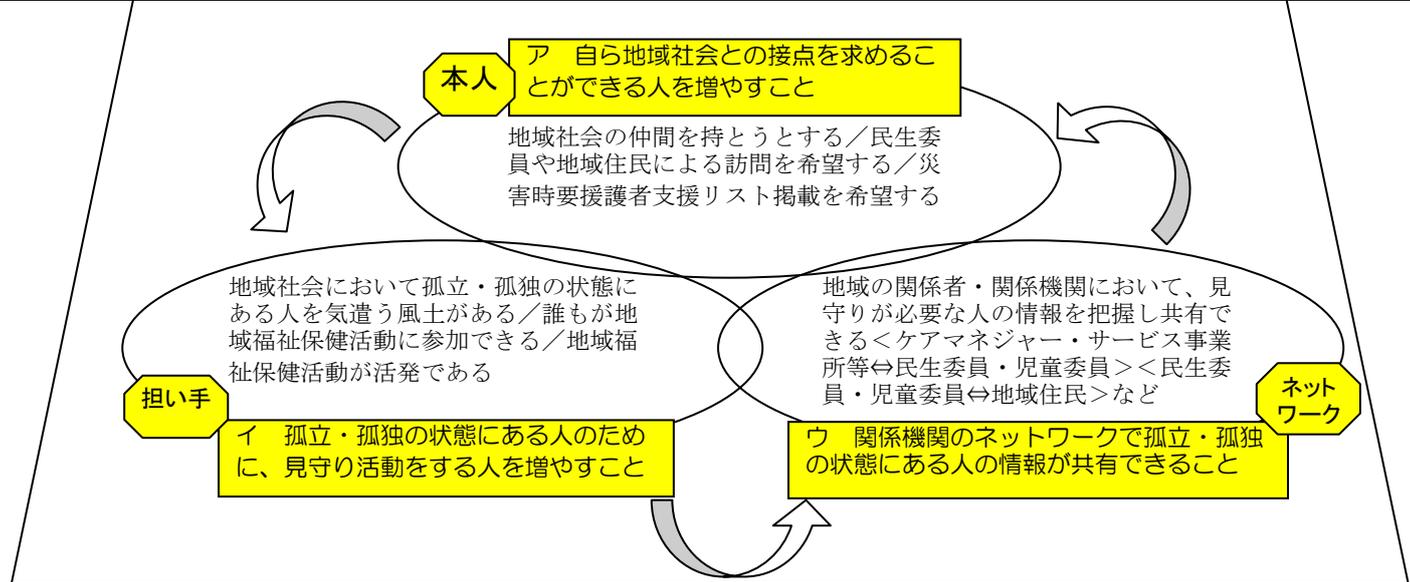
平成 21 年度中に、検討会を 4 回程度実施し、中間まとめを行う予定。

地域福祉保健活動を推進するための情報共有の仕組み (イメージ図)

- 地域福祉保健活動を推進させ、地域社会において孤立・孤独の状態にある人を減らすことを目的とした仕組みです。
- 地域社会において孤立・孤独の状態にあると予測される対象層を、行政が特定します。
- 行政が保有している特定の個人情報を地域関係者に提供することにより、地域福祉保健活動に活用できるようにします。



情報共有の仕組みを動かすための土台づくり

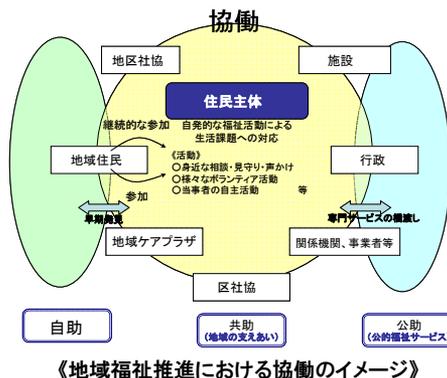


この計画は市民一人ひとりの参加と関係団体・関係機関との連携・協働にもとづき、大都市横浜における地域性豊かな“福祉のまちづくり”を進めていきたいという視点で作成しました。

(1)地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らせるように、地域住民と関係団体・社協・行政等の協働により地域生活の環境整備を行い、住民の小地域福祉活動の活性化を通じて、地域特性に基づき個性ある地域社会をつくっていくものです。

「地域福祉」は住民一人ひとりの参加が進められます。地域で暮らす住民のすべてが、見守りや声かけ、募金への参加など自分の立場や環境に合わせて自分のペースで役割を持ち、継続的に関わることが「住民主体」による地域福祉推進につながります。



(2)横浜市地域福祉活動計画(本計画)が目指す地域福祉

本計画では、地域住民に最も身近な社協である地区社協活動の推進を目指し、その支援を行う区社協の強化を重点にしています。また市民一人ひとりの参加と併せて、社協の特徴でもある会員組織を活用し会員・各部会の取り組みや協働による地域福祉の推進を目指しています。

(3)横浜市地域福祉保健計画(行政計画)との関係性

地域福祉保健計画と地域福祉活動計画は、いずれも地域住民等の参加を得て策定し、地域福祉を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担するものです。今回の第4次横浜市地域福祉活動計画においても、第2期横浜市地域福祉保健計画と基本理念や取り組みの柱等において整合性を意識して策定しました。

(4)これまでの取り組みと本計画の関係性

横浜市社会福祉協議会総合計画(平成17年度～21年度)は、「当事者の地域生活支援」「福祉コミュニティの醸成」「市民との協働・福祉人材の育成」を柱とし地域住民や市民活動団体・関係各機関等との協働のもと計画の実現へ向けた取り組みを進めてまいりました。一方で経済状況の悪化などにより、新たな課題や更に解決しなければならない問題が顕在化しています。本計画は、これまでの総合計画における取り組みを強化・拡充するとともに、新たな視点で重点的に取り組むべき内容について検討を重ね、策定を行いました。

(5)計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成25年度とします。本来は5年計画とするところですが、地域福祉保健計画との一体的策定を考慮し、第2期地域福祉保健計画の最終年度である平成25年までの4年間の計画としています。平成26年度からの計画は、横浜市地域福祉保健計画と一体的な策定を行います。

| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|------------|-------------|-----|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 市社協 | | 「総合計画」(第3次) | | | | 第4次 地域福祉活動計画 | | | | 地域福祉活動計画 地域福祉保健計画 | | | | |
| 市 | 第1期 地域福祉計画 | | | | | 第2期 地域福祉保健計画 | | | | | | | | |

《計画の期間》

(6)私たちを取りまく地域課題

①人間関係・つながりの希薄化

地域福祉は地域住民及び福祉保健等の関係団体や地域の事業者等の協働により進めていくものです。しかし多くの住民は必要に迫られないと地域や福祉に目を向けることが少ない状況です。関心のなさが積み重なり、それが人間関係の希薄化につながる一因となっています。

②福祉課題の多様化

人口367万人を超える大都市である横浜は、都心周辺の古くからある地域や鉄道沿線の比較的若い世代が多い地域など、多様化が進み、取り組むべき課題や優先度が異なります。誰もが安心して暮らせる地域を実現していくために、市民一人ひとりが自分の住む地域に向き合い、地域とどう関わり、地域を活かしていくかを主体的に考えることが重要です。

③変わりゆく地域課題と広がる「地域福祉」の対象領域

少子高齢化や世帯数の増加(世帯構成人数の減少)等、社会状況の急激な変化の一方で、地域福祉の対象とされる領域が、防災・防犯・生活衛生上の問題など、広がりを見せています。不況や貧困、格差社会等による生活課題の変化や拡大する福祉対象領域に地域全体で対応していくために、必要な支援や情報がすべての住民に届くしくみづくりが必要です。

④地域福祉を支える「人材」の不足

市内の各地域では、活発な小地域活動の展開などの取り組みが行われていますが、その一方で人材不足(活動者の固定化)を中心とする活動の課題が顕在化している現状があります。より多くの市民の参加を促すために、福祉の理解を更に広め「特別なもの」になりがちな福祉のイメージを転換し、無理なく参加しやすい環境をつくる必要があります。併せて、専門職として福祉に関わる人材の確保や「知識」「技術」を高めていくことが求められています。

⑤ネットワークの充実、連携の強化

地域では各団体が、それぞれの強みや特徴を活かした取り組みを相互連携・協働により進めています。一方で団体間の連携不足により、団体の「活動(の効果)」や「情報」がその団体の内部のみで完結してしまい、地域との関係が持たない(活動の広がりにつながらない)ケースも見受けられます。活動やテーマに応じた柔軟かつ重層的なネットワークを構築し、各団体が積極的に参画することにより、団体間の連携・協働の輪を広げていくことが必要です。

《計画の体系図と重点計画》

横浜市における多様な地域性を活かした“身近な福祉”を実現するために、本計画では現在の社会情勢や地区社協アンケート・施設ヒアリング等の現況調査から、特に課題となっている視点であり地域福祉推進において不可欠な要素である『3つの柱(地域)《体制》(人材)』を軸に、今後4年間の計画期間において特に重点的に進めていく項目について「重点計画」としてまとめました。

《計画の理念》

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作りだす

重点計画1「つながり」を大切にする地域をつくる【地域】 ～地域の多様性に応じた福祉のまちづくりと福祉啓発の推進～

1-1 地域でつながりをつくる ～日常的な住民交流の推進と団体間のネットワークづくり～

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、また災害など有事の際に住民がお互いに支えあうことができるように、日常的な顔の見える関係づくりを進めます。また、地域の市民活動団体や各組織が「必要に応じて」「それぞれの特性を認めながら」「効果的なエリアで」つながりが持てるように団体間のネットワークづくりを進めます。

【取り組み】①住民交流の推進と拠点づくり②地区ボランティアセンター機能の充実③地域団体のネットワークづくり④災害時要援護者支援

1-2 見える、見せる、わかる福祉 ～福祉啓発の充実と福祉の正しい理解の促進～

地域には障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで様々な方が暮らしています。すべての住民の参加により「地域」が成り立っていること、住民の誰もが地域に果たせる社会的な役割があるということを相互理解できるように、福祉啓発を地域全体で継続的に進めます。

【取り組み】①福祉啓発②バリアフリーの推進③市民活動の広報、福祉の正しい理解の推進

1-3 地域を知る、地域を活かす ～地域の良いところ・課題の把握と地区別計画の推進～

地域で暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け、地域を知り、その特性（良いところや課題）を共有することで、地域特性に応じた取り組みを主体的に展開できるように、しくみづくりを進めます。

【取り組み】①地区別計画の推進②地域把握に基づく取り組み展開

重点計画2 情報が、支援が届くしくみをつくる【体制】 ～地域福祉課題の解決へ向けた総合的支援体制の確立～

2-1 みんなに届くしくみをつくる ～ニーズ把握と解決のしくみづくり～

地域や人と人とのつながりの中から見えてきた生活課題を地域で支え、また必要に応じて関係機関や団体・福祉サービスに円滑につなげられるようしくみづくりを進めます。また、地域団体と関係機関との連携により、これまで情報などが届きづらく、選択の機会を十分に得られなかった方々に対し、より効果的に支援や情報が届くよう体制づくりを進めます。

【取り組み】①ニーズ把握のしくみづくり②情報の共有と提供の環境整備③インフォーマル・フォーマルサービスの連携

2-2 自分らしく地域で暮らす ～当事者の社会参加と相談支援体制の充実～

地域で暮らす住民一人ひとりが、年齢や障害の有無に関わらず、その人の持つ力を発揮し「自分らしい参加」をすることで地域を支え、また必要な時は地域に支えられる、そんな地域づくりを推進していきます。

【取り組み】①社会参加への支援②相談支援事業の充実

2-3 「個人」を大切にするしくみをつくる ～権利擁護と個人情報の保護・活用～

住み慣れた地域で自分らしく生きていくためには、「選択」と「自己決定」が重要です。それを可能とするために、権利を擁護するためのしくみづくりや地域活動に関わる個人情報の適正な活用のルールづくりを進め、取り組みを通じた“自立支援の環境づくり”を推進します。

【取り組み】①権利擁護の推進②個人情報の適正な活用

重点計画3 一人ひとりの参加で市民活動の輪を広げる【人材】 ～福祉人材の育成と市民活動の推進～

3-1 「誰もが参加できる」地域をつくる ～地域福祉活動への参加の促進～

これまで地域の活動や地域福祉に関心・関わりのなかった方々や地元の商店、企業などが気軽に地域活動に触れ、参加できるように“きっかけづくり”や“情報提供、情報の共有”を地域全体で進めます。

【取り組み】①参加しやすい取り組み、きっかけづくり②商店や企業との協働推進③地域活動情報の円滑な提供

3-2 人を育てる、地域で育てる ～福祉教育の推進と地域福祉人材の育成～

地域で暮らす住民一人ひとりの生活環境・ライフステージ等に応じた福祉教育、福祉学習を地域全体で進め、継続的な福祉の風土（まち）づくりを推進します。併せて、地域で福祉活動の舵取り役をになう「地域の福祉人材」の育成や、仕事として福祉に携わる「福祉専門職」の知識や技術の向上を体系的に進めます。

【取り組み】①福祉教育・福祉学習の推進②地域福祉人材の育成③福祉専門職の育成・スキルアップ④福祉分野への就業支援

3-3 福祉活動を「地域のちから」でパワーアップ ～市民活動の充実と協働のしくみづくり～

市民活動の更なる充実へ向け、活動に必要な人材・資金・場所・情報などを各団体が効果的に活用するための環境整備を、地域・社協・関係機関等の協働により進めます。

【取り組み】①市民活動の総合的支援②新たな小地域活動の提案・実践、協働のしくみの拡充

※「情報」についてはすべての項目に関わる重要な要素として各重点計画に盛りこみました

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります

第4次 横浜市地域福祉活動計画 素案

計画期間：平成22年度～25年度

この計画は市民一人ひとりの参加と関係団体・関係機関との
連携・協働にもとづき、大都市横浜における地域性豊かな
“福祉のまちづくり”を進めていきたいという視点で作成しました。



ほら、
よこはまは
なっただかい

平成21年8月
横浜市地域福祉活動計画 策定推進委員会
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

CONTENTS

第 章 地域福祉とは

- (1) 地域福祉とは ... 2
- (2) 横浜市地域福祉活動計画（本計画）が目指す地域福祉 ... 3
- (3) 横浜市地域福祉保健計画（行政計画）との関係性 ... 3
- (4) これまでの取組と本計画の関係性 ... 4
- (5) 計画の期間 ... 4

第 章 横浜市の現状と地域の福祉課題について

- (1) 成熟する地域における福祉 ... 5
- (2) 私たちを取りまく地域課題 ... 5

第 章 計画の体系図と重点計画

《重点計画》

- (1) 「つながり」を大切にする地域をつくる ... 1 0
- (2) 情報が、支援が届くしくみをつくる ... 1 4
- (3) 一人ひとりの参加で市民活動の輪を広げる ... 1 8

第 章 地域福祉とは

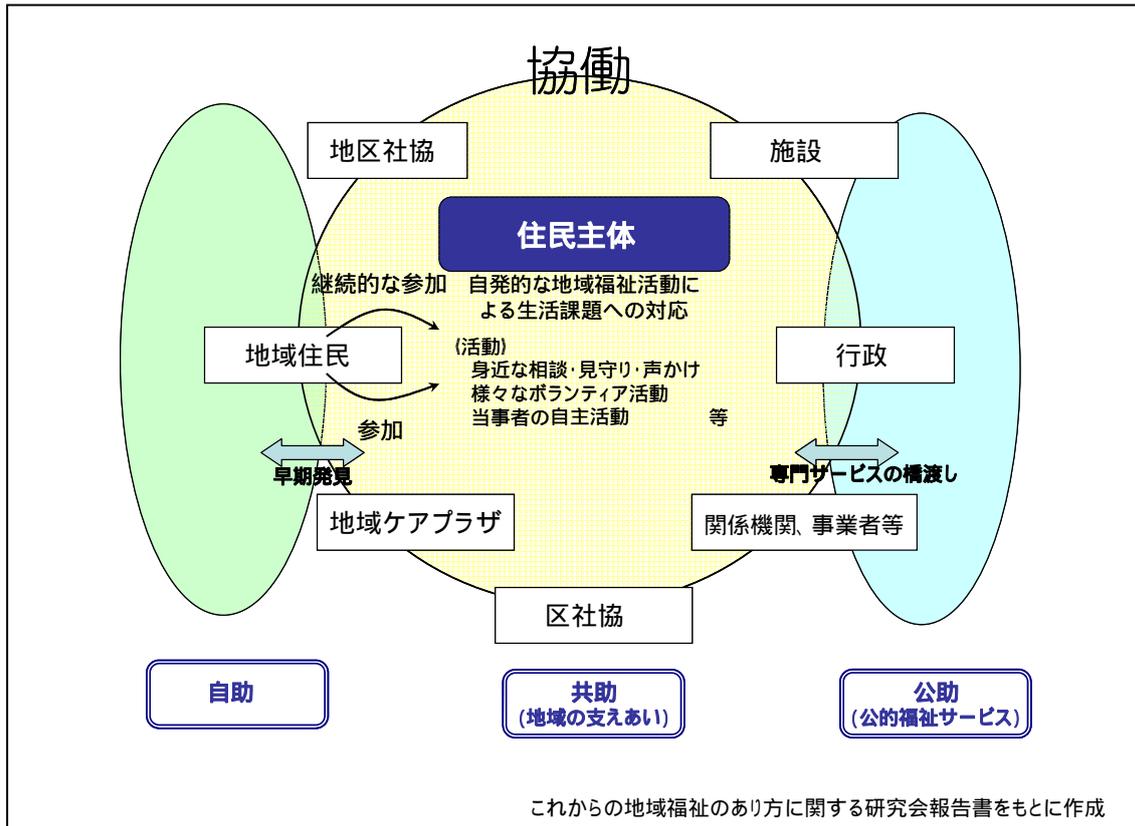
(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らせるように、地域住民と関係団体・社会福祉協議会（以下 社協）・行政等の協働により地域生活の環境整備を行い、住民の小地域福祉活動の活性化を通じて、地域特性に基づき個性ある地域社会をつくっていくものです。

「地域福祉」は住民一人ひとりの参加で進められます。地域で暮らす住民のすべてが、見守りや声かけ、募金への参加など自分の立場や環境に合わせて自分のペースで役割を持ち、継続的に関わることが「住民主体」による地域福祉推進につながります。

住民の主体性のもとで、多様な地域福祉の担い手と関係機関や行政等との協働を更に進めていくことで、新たな地域の支えあいや共助のしくみづくりにつながっていくと考えられています。（図1）

図 1：地域福祉推進における協働のイメージ



(2) 横浜市地域福祉活動計画(本計画)が目指す地域福祉

横浜市地域福祉活動計画は、「地域福祉」の推進を目指し、地域住民及び福祉保健等の関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みについてまとめたものです。

特に本計画では、地域住民に最も身近な社協である地区社会福祉協議会(以下 地区社協)活動の推進を目指し、その支援を行う区社会福祉協議会(以下 区社協)の強化を重点においています。

また市民一人ひとりの参加と併せて、社協の特徴でもある会員組織を活用し、会員・各部会の取り組みや協働による地域福祉の推進を目指しています。

(3) 横浜市地域福祉保健計画(行政計画)との関係性

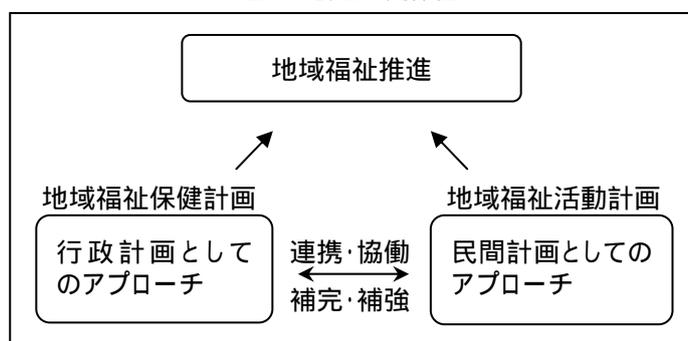
地域福祉保健計画は、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向けて市民・事業者・行政が協働で取り組む社会福祉法第107条に規定された行政計画です。

地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体が地域福祉活動を推進するために、主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉保健計画と地域福祉活動計画は、いずれも地域住民等の参加を得て策定し、地域福祉を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担するものです。(図2)

今回の第4次横浜市地域福祉活動計画においても、第2期横浜市地域福祉保健計画と基本理念や取り組みの柱等において整合性を意識して策定しました。

図2：計画の関係性



社会福祉法(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(横浜市では保健分野も含め「地域福祉保健計画」としてしています。)

全社協 地域福祉活動計画策定指針(H15.11)

地域福祉活動計画とは「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

(4) これまでの取組と本計画の関係性

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念のもとに策定しました横浜市社会福祉協議会総合計画（平成 17 年度～21 年度）は、「当事者の地域生活支援」「福祉コミュニティの醸成」「市民との協働・福祉人材の育成」を柱とし地域住民や市民活動団体・関係各機関等との協働のもと、計画の実現へ向けた事業・取り組みを進めてまいりました。

総合計画の推進評価においてはアンケート・ヒアリング等の結果から、上記の柱は地域課題等実状にあった構成となっており、その取り組みも有効であったとの回答や地域での支えあいの取り組みが多様化している現状などが確認されました。

しかし、一方で経済状況の悪化や雇用環境を含む社会情勢の急激な変化などにより、(突然に)生活課題を抱えサービスや制度に結びつかない方々の存在など、新たな課題や更に解決しなければならない問題が顕在化しています。本計画は、これまでの総合計画における取り組みを強化・拡充するとともに、新たな視点で重点的に取り組むべき内容について検討を重ね、策定を行いました。

これまで横浜市社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として、様々な活動や事業を展開するための民間レベルの総合的な計画である横浜市地域福祉活動計画(第1次実施計画:平成7年度～12年度、第2次実施計画:平成13年度～16年度)、横浜市社会福祉協議会総合計画*1(第3次地域福祉活動計画に相当:平成17年度から21年度)を策定・推進してきました。本計画は、横浜市と本会との協約*2や別に策定する経営改善行動計画*3と併せて横浜市社会福祉協議会の最上位計画に位置づけます。

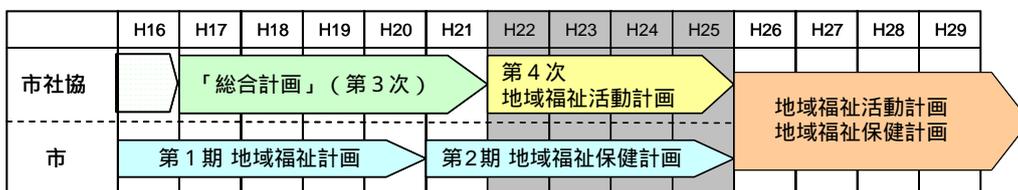
- * 1:横浜市社会福祉協議会総合計画
 横浜市地域福祉活動計画(計画期間:平成17年度～平成21年度)
 横浜市地域福祉計画(計画期間:平成16年度～平成20年度)
 協約・経営改善行動計画<市社協発展計画>(計画期間:平成19年度～平成22年度)
 の3つの性格を持っています
- * 2:協約
 横浜市では、平成15年3月に作成した新時代行政プランの中に「市と団体との間で経営目標を定めた「協約」を結ぶことによって、団体の自主的・自立的経営への取り組みを促進し、公的サービスを担う自主・自立した責任ある主体＝「特定協約団体」として位置づけます。」とあり、「外郭団体の自主的・自立的経営の促進」を掲げ、関係団体との協約を結んでいます
- * 3:経営改善行動計画
 社会福祉協議会の公益的使命や目標を明らかにし、その達成に向けた計画として策定しています

(5) 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から平成25年度とします。本来は5年計画とするところですが、地域福祉保健計画との一体的策定を考慮し、第2期地域福祉保健計画の最終年度である平成25年までの4年間の計画としています。

平成26年度からの計画は、横浜市地域福祉保健計画と一体的な策定を行います。(図3)

図3：計画の期間



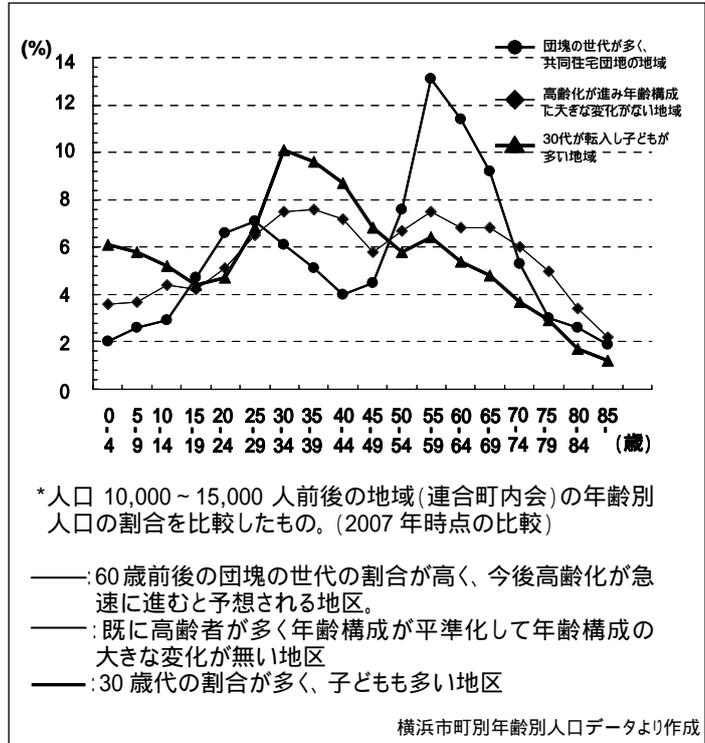
(1) 成熟する地域における福祉

昭和30～50年代にかけて人口の急増を続けてきた横浜も、近年、増加傾向が鈍化し、成熟期を迎えつつあります。特に、少子化と高齢化・小規模な世帯の増加など、未体験の変化が進行する中で、最も身近な地域において誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

横浜市の成長過程においては、住宅地や団地など多様な住環境が展開され、地域性豊かなまちづくりが進められました。(図4)“地域”には障害の有無にかかわらず、様々な年齢や家族構成の市民が暮らしています。

住民同士が相互理解し、地域社会の変化に対応しながら協力することで、「支えあう地域づくり」「身近な地域での福祉の充実」を進めていくことが必要です。

図4：横浜市内の地域別・年齢別人口構成の比較



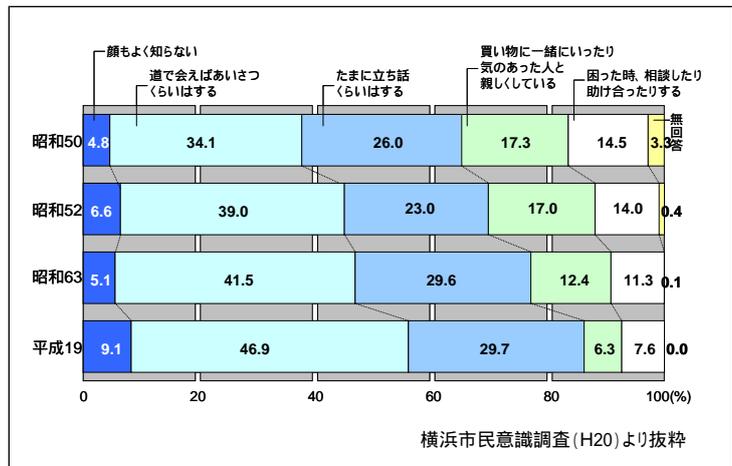
(2) 私たちを取りまく地域課題

課題1 人間関係・つながりの希薄化

地域福祉は地域住民の主体的な参加と福祉保健等の関係団体・事業者等の協働により進めていくものです。しかし多くの住民は必要に迫られないと地域や福祉に目を向けることが少ない状況です。関心のなさが積み重なり、それが人間関係の希薄化につながる一因となっています。

近隣との付き合い方も時代とともに変わってきています。(図5)日常的に顔のみえる関係づくりを進めることが求められています。

図5：隣近所との普段の付き合い方について



課題2 福祉課題の多様化

人口367万人を超える大都市である横浜は、都心周辺の古くからある地域や鉄道沿線の比較的若い世代が多い地域、企業やテナントが多く昼夜間人口の差が大きい地域など、多様化が進み、取り組むべき課題や優先度が異なります。

「地域」の多様化には地域を構成する住民の状況に加え、地理的状況や社会資源、これまでの成り立ちや将来の予測など様々な要素が関係しています。地域を正しく知ることで地域特有の「課題」を把握することにつながります。

また、地域特性は「課題」として捉えるだけでなく、“地域の強み”として活かしていく視点も必要です。

誰もが安心して暮らせる地域を実現していくために、市民一人ひとりが自分の住む地域に向き合い、地域とどう関わり、地域を活かしていくかを主体的に考えることが重要です。

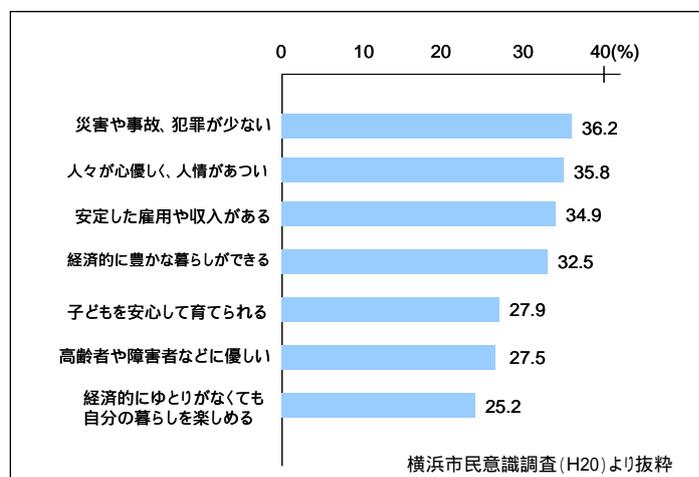
課題3 変わりゆく地域課題と広がる「地域福祉」の対象領域

少子高齢化や世帯数の増加（世帯構成人数の減少）等、社会状況の急激な変化の一方で、地域福祉の対象とされる領域が、防災・防犯・生活衛生上の課題（ゴミ問題等）など、広がりを見せています。（図6）

これにより、地域福祉の捉え方も「生活に困りごとのある人を地域全体で支える」という従来の考え方に加え、「誰もが安心して自分らしく暮せる地域をつくる」という広く一般的な考え方を含むものに更に大きく変化していると考えられます。

不況や貧困、格差社会等による生活課題の変化や拡大する福祉対象領域に地域全体で対応していくために、必要な支援や情報がすべての住民に届くしくみづくりが必要です。

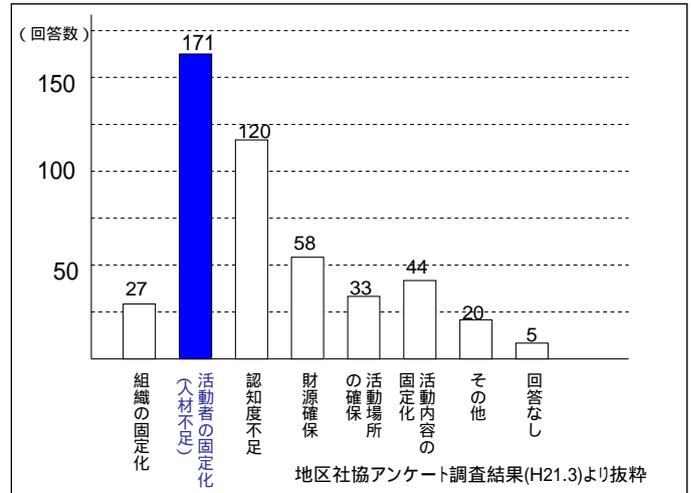
図6：今後の社会について、どのようになるとよいと思いますか（3つまで）回答数：3,873



課題4 地域福祉を支える「人材」の不足

地域福祉を推進していくうえで、最も大切な要素の一つであり、また課題となっているのが「人材」に関することです。市内の各地域では、地区社協や自治会町内会、民生委員児童委員等による活発な小地域活動の展開や個別支援の取り組み等が行われていますが、その一方で人材不足（活動者の固定化）を中心とする活動の課題が顕在化している現状があります。（図7）

図7：地区社協活動の課題について
選択回答式（2項目まで選択可） 回答数478



より多くの市民の参加を促すために、福祉の理解を更に広め「特別なもの」になりがちな福祉のイメージを転換し、無理なく参加しやすい環境をつくる必要があります。

併せて、専門職として福祉に関わる人材の確保や「知識」「技術」を高めていくことが求められています。

課題5 ネットワークの充実、連携の強化

各地域では様々な福祉活動団体や関係機関が、それぞれの強みや特徴を活かした取り組みを相互連携・協働により進めています。一方で団体間の連携不足により、団体の“活動（の効果）”や“情報”がその団体の内部のみで完結してしまい、地域との関係が持てない（活動の広がりにつながらない）ケースも見受けられます。

災害時要援護者支援においても地域、各団体、社協、行政等の役割分担による連携が進められてきていますが、災害時等において直接的な支援と結びつく“医療機関”や“商店”等と地域との連携のあり方が今後の課題となっています。（図9）

活動やテーマに応じた柔軟且つ重層的なネットワークを構築し、各団体が積極的に参画することにより、団体間の連携・協働の輪を広げていくことが必要です。

図8：地区社協活動における他団体との連携について
～連携の有無と連携先の調査～ 回答数256

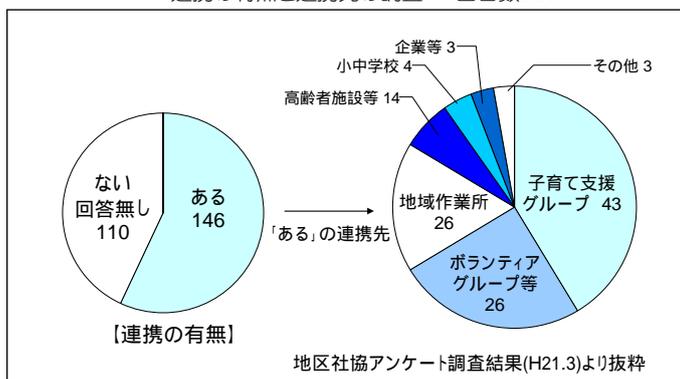
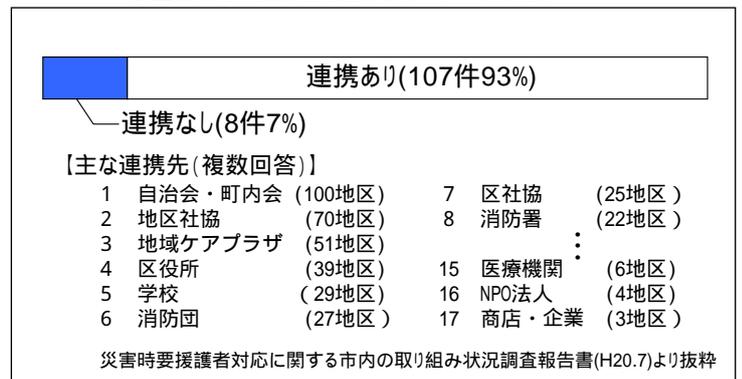


図9：災害時要援護者対応 活動時の連携の有無及び協力関係団体について
～民生委員児童委員協議会アンケート～ 回答数115



第 章 計画の体系図と重点計画

横浜市における多様な地域性を活かした“身近な福祉”を実現するために、本計画では現在の社会情勢や地区社協アンケート・施設ヒアリング等の現況調査から、特に課題となっている視点であり地域福祉推進において不可欠な要素である「3つの柱(地域) (体制) (人材)」を軸に、今後4年間の計画期間において特に重点的に進めていく項目について「重点計画」としてまとめました。

〈計画の理念〉

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作りだす

〈計画の基本となる視点〉

住民一人ひとりが主役
地域でお互いに支えあう体制をつくる
個別の課題に対応できるしくみをつくる
市民活動の拡充と、協働をすすめる
迅速で、適正な情報の活用を行う

〈市民・社協・地域 ケアプラザ・行政及び
関係各機関の協働による地域福祉推進〉

市民に期待する役割
地域活動団体に期待する役割
施設、福祉関係事業者等に期待する役割
地区社会福祉協議会に期待する役割
市社協・区社協の役割(会員・部会・事務局)

〈取組の柱 - 重点計画〉

「つながり」を大切にする地域をつくる【地域】
～地域の多様性に応じた福祉のまちづくりと福祉啓発の推進～

情報が、支援が届くしくみをつくる【体制】
～地域福祉課題の解決へ向けた総合的支援体制の確立～

一人ひとりの参加で市民活動の輪を広げる【人材】
～福祉人材の育成と市民活動の推進～

迅速で適正な
情報の収集と
活用【情報】

重点計画の体系図

重点計画1 「つながり」を大切にする地域をつくる【地域】

1 - 1 地域でつながりをつくる P 11

住民交流の推進と拠点（居場所）づくり
 身近な地域におけるボランティアセンター機能の充実
 地区社協をはじめとする地域団体のネットワークづくり
 災害時要援護者支援の取組

1 - 2 見える、見せる、わかる福祉 P 12

福祉啓発・福祉意識の醸成
 バリアフリーの推進
 市民活動の広報、「福祉の正しい理解」の促進

1 - 3 地域を知る、地域を活かす P 13

地区別計画の推進
 多様な視点からの地域把握に基づく取組展開

重点計画2 情報が、支援が届くしくみをつくる【体制】

2 - 1 みんなに届くしくみをつくる P 15

ニーズ把握のしくみづくり
 情報の共有と提供の環境整備
 インフォーマルサービスの体系化とフォーマルサービスとの連携

2 - 2 自分らしく地域で暮らす P 16

社会参加への支援
 相談支援体制の充実

2 - 3 「個人」を大切に作るしくみをつくる P 17

権利擁護の推進
 個人情報の適正な活用

重点計画3 一人ひとりの参加で市民活動の輪を広げる【人材】

3 - 1 「誰もが参加できる」地域をつくる P 19

参加しやすい取組、きっかけづくり
 地域の商店や企業との協働推進
 地域活動情報の円滑な提供

3 - 2 人を育てる、地域で育てる P 20

福祉教育・福祉学習の推進
 地域福祉人材の育成
 福祉専門職の育成・スキルアップ
 福祉分野への就業支援

3 - 3 福祉活動を「地域のちから」でパワーアップ P 22

市民活動の総合的支援
 新たな小地域活動の提案・実践、協働のしくみの拡充

「情報」については、すべての項目に関わる重要な要素として各重点計画に盛り込みました

大都市横浜における多様な地域特性を活かし、横浜らしい「つながり」や「支えあい」のある地域づくりを推進します。

〔取組の概要〕

1 - 1 地域でつながりをつくる～日常的な住民交流の推進と団体間のネットワークづくり～

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、また災害など有事の際に住民がお互いに支えあうことができるように、日常的な顔の見える関係づくりを進めます。

また、地域の市民活動団体や各組織が「必要に応じて」「それぞれの特性を認めながら」「効果的なエリアで」つながりが持てるように団体間のネットワークづくりを進めます。

1 - 2 見える、見せる、わかる福祉～福祉啓発の充実と福祉の正しい理解の促進～

地域には障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで様々な方が暮らしています。すべての住民の参加により「地域」が成り立っていること、住民の誰もが地域に果たせる社会的な役割があるということを相互理解できるように、福祉啓発を地域全体で継続的に進めます。

1 - 3 地域を知る、地域を活かす～地域の良いところ・課題の把握と地区別計画の推進～

地域で暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け、地域を知り、その特性（良いところや課題）を共有することで、地域特性に応じた取り組みを主体的に展開できるように、しくみづくりを進めます。

現状と課題

生活の基盤となる「人間関係やつながり」が希薄化し、日頃から地域とのつながりを持たない人、持てない人、持ちたがらない人が増えています。特につながりが持てずに地域活動に参加できない、福祉サービスを利用できない住民が地域で孤立し、その状況を身近な地域で把握しづらい現状があります。

つながりの希薄化等により、地域が本来持っている「予防的機能」（例：児童虐待等を未然に防ぐために地域で見守る）や「支援的機能」（例：施設から地域生活に移行する際の当事者支援）等が十分に機能しているとはいえません。“つながり”を広げていくことで地域の持つ多面的な機能・役割を高めていくことが求められます。

総合計画におけるこれまでの取組

- ◆対象を限定しないサロン事業のモデル展開
- ◆「親と子の集いの広場」「横浜子育てサポートシステム」による地域のつながりを生かした活動の推進
- ◆強化型区社協の設置・推進
- ◆地区社協支援事業の推進
- ◆セイフティネットプロジェクト横浜によるネットワーク構築等の災害対策支援事業

具体的な取組

1-1 地域でつながりをつくる ~ 日常的な住民交流の推進と団体間のネットワークづくり ~

住民交流の推進と拠点(居場所)づくり

従来の地域ケアプラザ・自治会館などで行われている「サロン」等への支援を行うとともに、誰もが集え、情報や生活課題(ニーズ)を共有することができる「拠点」(居場所=場所・空間)を空き店舗や空き家等を活用し地域につくります。

また、拠点を中心として日常的な地域の交流を進め、支えあいのまちづくりに取り組みます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|---|--|--|
| ◆拠点確保・活用の検討 ・拠点整備へ向けた情報収集 ・拠点活動メニューの検討と整理 ・拠点整備 | ◆区域での交流拠点づくり支援 ◆地区社協の拠点づくり支援 ◆分野別や異世代交流サロンの立ち上げ、運営支援 | 【市民】 ◆交流拠点の積極的利用・活用 ◆声かけやあいさつ 【施設】 ◆場所、人材、ノウハウの提供 【地区社協・地域団体】 ◆分野別・異世代交流サロンの運営 ◆交流拠点の実施主体としての運営 ◆地区社協事務所展開の検討 | 各項目に「私たちにできること」という欄を設けました。 市民として、地域団体として、それぞれが“できること”について考えてみてください。 |

身近な地域におけるボランティアセンター機能の充実

日常生活圏域において、地域住民自らが生活課題を把握し、その解決に向けた取り組みを進めることができるよう、身近な地域におけるボランティアセンター機能を強化していきます。

地区ボランティアセンター機能 = ボランティア活動や日常生活に関する相談 ボランティアしたい人とボランティアをお願いしたい人をつなぐコーディネート(場合により専門機関へつなぐコーディネート) ボランティア情報や地域情報等の提供 上記 ~ を通じた地域の福祉課題把握 等

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|--|--|-----------|
| ◆地区ボランティアセンターモデル設置 ・モデル設置 ・モデル区連絡会の開催 | ◆地区ボランティアセンター機能拡充支援 ◆地区ボランティアセンター運営支援 | 【市民・地域団体】 ◆地区ボランティアセンターへの登録 ◆地区ボランティアセンターの積極的な活用 【施設】 ◆場所・人材の提供、ボランティアの受け入れ 【地区社協】 ◆地区ボランティアセンターの実施主体としての運営 | |

地区社協をはじめとする地域団体のネットワークづくり

地域で活動している各団体(ボランティア活動団体や当事者団体)の取り組みがより効果的に展開されるように、またそれぞれの団体が他団体や地域の情報を円滑に入手し、活用できるように、小地域単位(連合町内会単位や地域ケアプラザ単位など)でのネットワークづくりを通じた相互理解・関係構築を進めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|--|-----------|
| ◆地区社協支援の強化 ・地区社協の支援体制の充実 ・モデル地区社協における支援体制の検討 | ◆地域におけるネットワークづくりの推進 ◆地区社協との連携推進 ◆地区社協関係会議の定例開催(情報交換、状況把握) | 【地域団体・施設】 ◆地域ネットワークへの積極的参加 【地区社協】 ◆地域ネットワークの中核的役割 ◆障害者団体、施設への積極的なアプローチ | |

災害時要援護者支援の取組

災害など有事の際に支援が必要な方々に対する支援活動を迅速に行うために、地域住民・関係団体・関係機関等が連携し、災害時の要援護者支援体制づくりを進めます。

日常的な顔の見える関係づくりを進めるとともに、家庭内・隣近所・町内会の班・単位町内会・連合町内会など身近な地域の様々なステージにおいて地域住民・団体等がそれぞれ役割を持ち、相互連携を図ることで災害に強いまちづくりを進めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|--|--|-----------|
| ◆災害ボランティアネットワークの推進 ・各区災害ボランティアネットワーク連絡会、研修会の開催 ・市災害ボランティアセンターの運営 ・防災取り組みプランの作成 | ◆区域の災害ボランティアネットワークの推進 ◆日本赤十字等関係機関との連携推進 | 【市民】 ◆災害時活用できる備蓄等の準備(安全確保) ◆地域の防災の取り組みへの参加 ◆福祉・障害特性等の理解 【地域団体・施設】 ◆区域の災害ボランティアネットワークへの参加 ◆社協や行政への提案 【地区社協・民生委員児童委員】 ◆地区レベルの防災の取り組み支援(要援護者の把握・名簿管理等) | |

1 - 2 見える、見せる、わかる福祉 ~ 福祉啓発の充実と福祉の正しい理解の促進 ~

福祉啓発・福祉意識の醸成

生活環境や障害の有無等にかかわらず、同じ地域に暮らす住民同士として相互理解を進め、誰もが自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、福祉啓発・福祉意識醸成に取り組みます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|---|---|-----------|
| ◆セーフティネットプロジェクト横浜(巻末用語集※1)の取組 ・関係会議の開催 ・市民や関係団体への普及啓発等 ◆まちかどケア推進事業(巻末用語集※2)への参画 ・市民向け啓発講座開催 ・社協向けキャラバンメイト講座の実施等 | ◆セーフティネットプロジェクト横浜への参画・推進 ◆各種啓発講座の開催 ◆啓発・交流事業の開催・支援 ◆まちかどケア推進事業への参画 | 【市民】 ◆福祉の理解、福祉啓発のイベントや講座への積極的参加 【地区社協・地域団体】 ◆福祉啓発事業の担い手 【学校】 ◆継続的な福祉啓発学習の実施 | |

バリアフリーの推進

市民一人ひとりが「心のバリアフリー」の推進に向けて意識を醸成していくため、相手の立場に立ち、また“人ごとではなく自分のこと”として考え行動できるよう、取り組みを推進します。心や意識のバリアフリーの推進は、建物や設備・環境等の(ハード面の)バリアフリーとの相乗効果として「誰もが暮らしやすいまちづくり」につながっていきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|----------------------------|--|-----------|
| ◆心のバリアフリーの推進 ・小学校低学年向けハートバリアフリー出版物の作成 | ◆福祉のまちづくり重点推進地区への参画 | 【市民】 ◆福祉の理解、福祉啓発のイベントや講座への積極的参加 ◆社会参加の障壁となっているものの除去 | |

市民活動の広報、「福祉の正しい理解」の促進

地域福祉活動をはじめとする市民活動の情報や状況がより多くの住民に届くように、広報・PR に取り組みます。また、「特別なこと」と捉えられがちな「福祉」の認識について、正しい理解が得られるように、内容や方法を工夫していきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|---|--|-----------|
| ◆広報の拡充 ・ホームページ、広報紙の内容拡充 ・市社協携帯サイトの立ち上げと運営 | ◆ 広報紙、ホームページ、イベント等を活用した広報・PR ◆ 正確でわかりやすい情報提供 | 【市民・地域団体・施設等】 ◆ 積極的な地域情報等の活用 ◆ 関係機関等への情報提供 【地区社協】 ◆ 広報等を通じた積極的、継続的な福祉啓発 | |

1 - 3 地域を知る、地域を活かす ~ 地域の良いところ・課題の把握と地区別計画の推進 ~

地区別計画の推進

住民・関係団体・関係機関等が、地域の状況や課題を共有化し、課題解決の方策を考え、協働による取り組みを計画的に進めるため、地区別計画を策定・推進していきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|---|--|-----------|
| ◆区計画・地区別計画策定・推進支援 ・先駆的事例等、情報の収集と提供 ・区社協担当者研修会及び連絡会議の開催 | ◆ 地区支援チームへの積極的な参画 ◆ 地区懇談会等の実施による市民意見把握 ◆ 地区別計画の推進・評価支援 | 【市民】 ◆ 地区懇談会等への積極的参加 【地区社協・地域団体】 ◆ 地区別計画の推進、事業実施 ◆ 実施事業の評価、事業から見える課題の整理 ◆ 実施結果の広報 | |

多様な視点からの地域把握に基づく取組展開

地域の「長所」「課題」「これまでの取り組み」等、様々な視点で地域を捉え、更に暮らしやすい地域を目指して、長所はさらに伸ばせるように、見えてきた課題に対してはそれが解決されるように、取り組みを進めていきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|---|-----------|
| ◆よこはまの社協力の推進 ・地域アセスメントシート、地区支援記録(巻末用語集※3)の導入 ・コミュニティソーシャルワーク(巻末用語集※4)研修会の開催 ・住民参加の手法集(仮)の発行 | ◆ 地区支援記録の充実 ◆ 地域情報に基づく地区分析 ◆ 分析結果の共有(行政・地域ケアプラザ) ◆ 分析結果のプレゼンテーション(地域) ◆ 地域アセスメントの実施 | 【地域団体・施設】 ◆ 地域状況の把握、情報の発信 【地区社協】 ◆ 区社協、関係機関とともに地域の状況について共有 ◆ 地域情報、分析結果に基づく事業展開 | |

支援が必要な人への総合的な支援体制を整えるとともに、
その人らしく暮らせる環境づくりを推進します。

〔取組の概要〕

2 - 1 みんなに届くしくみをつくる～ニーズ把握と解決のしくみづくり～

地域や人と人とのつながりの中から見えてきた生活課題を地域で支え、また必要に応じて関係機関や団体・福祉サービスにつなげていくしくみづくりを進めます。

また、地区社協・民児協等の地域団体と区社協・地域ケアプラザ・区役所等の関係機関との連携により、これまで情報や支援が届きづらく、選択の機会を十分に得られなかった方々に対し、より効果的に支援や情報が届くよう体制づくりを進めます。

2 - 2 自分らしく地域で暮らす～当事者の社会参加と相談支援体制の充実～

地域で暮らす住民一人ひとりが、年齢や障害の有無に関わらず、その人の持つ力を発揮し「自分らしい参加」をすることで地域を支え、また必要な時は地域に支えられる、そんな地域づくりを推進していきます。

2 - 3 「個人」を大切に作るしくみをつくる～権利擁護と個人情報の保護・活用～

住み慣れた地域で自分らしく生きていくためには、「選択」と「自己決定」が重要です。それを可能とするために、権利を擁護するためのしくみづくりや地域活動に関わる個人情報の適正な活用のルールづくりを進め、取り組みを通じた“自立支援の環境づくり”を推進します。

生活に密着した小地域において、課題の発見やその対応へのしくみ（体制）が十分に整備されていません。それにより支援が必要な人が地域で把握されずに必要な情報やサービスが受けられていない状況があります。

現状と課題

地域福祉においては“支援する人”と“支援が必要な人、支援される人”という一方的な関係はありません。障害のある方、介護が必要な方等が常に支援を受ける立場にあるわけではなく、住みやすい地域づくりのための「提案」などを通じた参加や参画により地域福祉を支えていくことが必要です。

総合計画推進におけるこれまでの取組

- ◆本会運営の地域ケアプラザにおける地域包括支援センターのモデルとなる運営
- ◆セイフティネットプロジェクト横浜における当事者活動等の支援
- ◆横浜生活あんしんセンターと各区社協あんしんセンターにおける権利擁護事業・成年後見事業の推進
- ◆福祉サービス第三者評価の推進

具体的な取組

2 - 1 みんなに届くしくみをつくる ~ニーズ把握と解決のためのしくみづくり~

ニーズ把握のしくみづくり

ご近所同士が干渉しすぎず、困りごとなどがあつた場合には気軽に声をかけあえる関係づくりを進めます。また、その中からでてくる課題などを把握し解決に向け、関係機関へつなげるしくみについて検討します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|---|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆町内会単位の見守り・たすけあい活動モデル実施 ◆市社協部会活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・部会意見集約の仕組みづくり ・部会の再編 | <ul style="list-style-type: none"> ◆町内会単位の見守り・たすけあい活動モデル実施の協働 ◆区社協の部会・分科会の活性化 | 【市民】 ◆見守りと声かけ 【民生委員児童委員】 ◆地域生活課題の把握、相談・つなぎ役 【地区社協・地域団体】 ◆サロン事業等を通じた課題把握と相談機関等へのつなぎ役 【施設】 ◆部会を通じた課題の洗い出しと共有 | |

情報の共有と提供の環境整備

市域・区域・地域の福祉関連情報・地域活動情報等について集約・加工・整理を進め、必要な方々が必要に応じて情報を活用できるよう、環境整備を進めます。

また、地区社協、地区民児協等と区社協、地域ケアプラザ・地域交流拠点(重点計画1-1)等との連携により、身近な地域で情報の発信・収集・活用ができる体制づくりを進めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|---|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆区社協の情報センター機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業や制度情報の整理、提供 ・情報管理検討会の実施 ◆拠点確保・活用の検討(再掲 1-1-①) | <ul style="list-style-type: none"> ◆情報センター機能の充実 ◆情報マップの作成 ◆区社協部会・分科会の活性化 | 【市民】 ◆口コミ等、地域での関係を活用した情報伝達 【地区社協・民生委員児童委員】 ◆情報の活用による住民支援 ◆活動を通じた情報提供 【地域団体・施設】 ◆活動を通じた情報提供 | |

インフォーマルサービスの体系化とフォーマルサービスとの連携

地域で支援を必要としている方々の生活を支えられるよう、住民主体の地域活動(インフォーマルサービス)の情報集約と整理を進め、公的なサービス(フォーマルサービス)との協働を推進します。

集約・整理した各種情報(既存の活動やサービス等)を組み合わせることで生活課題の解決へ向けた取り組みを進めると共に、必要に応じて“新たな地域活動の立ち上げ”や“福祉サービスの開発”を行います。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆動く!ネットワーク事例集の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・連携のあり方検討 | <ul style="list-style-type: none"> ◆活動団体の情報収集 ◆事例検討会等による連携事例の提供と検討の機会の設置 | 【市民】 ◆各種活動内容の理解 【地区社協】 ◆地域課題解決へむけた活動の実施主体(区社協との協働による活動の立ち上げ) | |

2 - 2 自分らしく地域で暮らす ~当事者の社会参加と相談支援体制の充実~

社会参加への支援

“支える人”と“支えられる人”という一方的な関わりではなく、同じ地域で暮らす住民として、また、それぞれが違う存在であることを相互にわかりあうためのしくみづくりが必要です。

地域の誰もが自分のペースや生活環境に合わせて、無理なく社会参加ができるよう、日常的に声をかけあえる関係づくりや、参加できる場・機会づくりを進めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|---|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆当事者講師人材バンクの構築 ◆セーフティネットプロジェクト横浜の取組(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ◆障害当事者団体の支援 ◆当事者分科会の活性化 ◆研修時の講師登用 ◆各種委員会や地区懇談会等への障害当事者呼びかけ ◆障害当事者等と地域とのコーディネート役 | <p>【障害当事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動への参加などの主体的な社会参加 ◆当事者理解の講座やイベントにおける講師・ゲストスピーカー <p>【地区社協・地域団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害当事者等の企画や事業への参画の促進 | |

相談支援体制の充実

“支援を必要とする方”や“生活に不安がある方”等が、身近な地域で気軽に相談でき、かつ迅速に適切な支援やサービスとつながりがもてるよう、相談支援環境の整備を行います。

地区社協や地域関係団体との協働のもと、区社協・地域ケアプラザ等における相談支援体制を強化し、あらゆる福祉分野の相談に速やかに対応ができる体制づくりを進めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆相談体制の充実(相談支援のしくみの強化) ・相談技術向上研修会の開催 ・困難事例対応事例集の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区域のネットワークを活用した総合的な個別対応相談機能の強化 ◆地域活動ホーム(巻末用語集※5)や生活支援センター(巻末用語集※6)との連携 ◆自立支援協議会(巻末用語集※7)への参画 | <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆掲示板や広報紙を活用した相談支援情報のPR <p>【障害当事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ピアカウンセリング(巻末用語集※8)の担い手 <p>【民生委員児童委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口等の活用による住民支援 ◆地域住民と相談窓口のつなぎ役 <p>【地区社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域情報の継続的収集と提供 | |

2 - 3 「個人」を大切に作るしくみをつくる ~ 権利擁護と個人情報の保護・活用 ~

権利擁護の推進

私たちの権利が侵害されることなく、安全で安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が擁護されなければなりません。特に判断能力が十分でない場合等に、権利が保障されるための“自立支援の視点”をもった支援体制が確立できるよう取り組みを推進します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|--------------------------------------|--|-----------|
| <p>◆権利擁護事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの質の向上と適切な活用の促進 関係者との連携強化 <p>◆成年後見事業の推進 (成年後見総合推進センター的機能の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> 親族後見人向け講座の実施 受任要件の拡充 等 | <p>◆権利擁護事業の推進</p> <p>◆関係機関との連携拡充</p> | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆権利擁護・成年後見への理解 <p>【地域団体・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆制度の理解と活用、啓発 <p>【地区社協・民生委員児童委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域での見守り・支援・つなぎ役 | |

個人情報の適正な活用

個人情報の保護は、個人の権利利益を守るために重要です。

しかし、一方で福祉保健の支援活動では、個人のプライバシーに関わる情報(例:福祉ニーズや暮らしの困りごとなど)を明らかにしてもらわなければ、援助を行えないという問題もあります。

個人情報that本人のメリットにつながる活用がされるよう、正しい理解を広めます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|--------------------------------------|--|-----------|
| <p>◆地域活動における情報共有のルールづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有のルールづくり検討会の開催 個人情報にかかわる研修会の実施 | <p>◆個人情報の取り扱いについての関係者、職員等への研修・啓発</p> | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報保護・取り扱いへの正しい理解 <p>【地域団体・施設・地区社協・民生委員児童委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報の適正な取り扱い(活用) ◆研修会への参加 | |

次世代を担う福祉人材の育成を進めるとともに、
市民活動・ボランティア活動を推進・拡充します。

〔取組の概要〕

3 - 1 「誰もが参加できる」地域をつくる～地域福祉活動への参加の促進～

これまで地域の活動や地域福祉に関心・関わりがなかった方々や地元の商店、企業などが気軽に地域活動に触れ、参加できるように“きっかけづくり”や“情報提供、情報の共有”を地域全体で進めます。

3 - 2 人を育てる、地域で育てる～福祉教育の推進と地域福祉人材の育成～

地域で暮らす住民一人ひとりの生活環境・ライフステージ等に応じた福祉教育、福祉学習を地域全体で進め、継続的な福祉の風土（まち）づくりを推進します。

併せて、地域で福祉活動の舵取り役をこなす「地域の福祉人材」の育成や、仕事として福祉に携わる「福祉専門職」の知識や技術の向上を体系的に進めます。

3 - 3 福祉活動を「地域のちから」でパワーアップ

～市民活動の充実と協働のしくみづくり～

市民活動の更なる充実へ向け、活動に必要な人材・資金・場所・情報などを各団体が効果的に活用するための環境整備を、地域・社協・関係機関等の協働により進めます。

現状と課題

横浜市内では、市民活動・ボランティア活動等が活発に展開されていますが、団体により“担い手の固定化”や“活動資金不足”“活動場所の確保”など様々な課題があります。特に担い手の固定化は活動自体の固定化や団体の存続にもかかわる大きな課題となっています。

担い手育成の前提として、地域全体で地域福祉を考えていく必要があります。そのためには現在、地域や福祉に関心のない方々に対して様々な角度、切り口による継続的なアプローチと正確・迅速な情報提供が不可欠です。

総合計画推進におけるこれまでの取組

- ◆ウィリング横浜人材育成事業における地域人材の積極的育成
- ◆よこはま福祉保健カレッジにおける人材育成研修
- ◆市内ボランティアセンターの充実による活動団体支援
- ◆福祉教育の推進
- ◆協働指針の作成やよこはまふれあい助成金による社協と活動団体との協働事業の推進

具体的な取組

3 - 1 「誰もが参加できる」地域をつくる ~地域福祉活動への参加の促進~

参加しやすい取組、きっかけづくり

地域の誰もが自分のペースで無理なく地域活動・福祉活動に参加できるように、また趣味や特技を地域で活かせるように、社協が中心となり関係団体・機関等との連携のもと、継続的な「参加のきっかけづくり」を進めていきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|--|--|-----------|
| <p>◆参加しやすい取組、きっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯サイトの立ち上げ・運営(再掲) ・新たな参加方法の検討実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区ボランティアセンター機能の充実 ◆啓発講座等の開催と継続的活動へ向けたコーディネート ◆団塊の世代へ向けた取り組みの強化 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉の理解、地域活動への積極的な参加 <p>【地域団体・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域との積極的なかかわり、関係づくり ◆体験学習やボランティアの受入 ◆人材の提供(研修講師等) <p>【地区社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆啓発イベントの開催 ◆口コミによる担い手の拡充 | |

地域の商店や企業との協働推進

これまで「地域」との関わりが少なかった商店や企業への福祉啓発を社協、地区社協や関係団体等の連携により進めていきます。プロセスを重視し、福祉啓発を通じた“商店・企業”と“地域団体”との連携強化・協働推進を目指します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|--|-----------|
| <p>◆企業の社会貢献支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の社会貢献事業助成の実施 ・企業の社会貢献支援活動プログラム集作成 ・福祉協力店のモデル展開 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区レベルでの企業・商店等と地域をつなぐネットワークづくり ◆商店・企業向けの出張講座の開発・実践 ◆企業の地域貢献事例の紹介、PR | <p>【地域団体・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆企業向けイベントや出張講座の講師役 <p>【商店・企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域イベントへの積極的な参加(人的、物的・場所の提供など) ◆空き部屋共有スペース等の地域開放 ◆共同募金等への協力 <p>【地区社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆商店や企業へのアプローチ(会員拡充) ◆広報紙における商店や企業の社会貢献PR | |

地域活動情報の円滑な提供

既存の情報媒体とその効果について分析を行い、参加のきっかけとなる“情報”が届きにくかった方々に対して、地域の市民活動情報が円滑に届くように情報提供の方法及び媒体の多様化について検討します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|-----------------------|---|--|-----------|
| ◆市ボランティアセンターホームページの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆区ボランティアセンターホームページの充実 ◆区内地域情報の収集、提供のしくみづくり ◆地域情報データベース化 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆紙媒体やインターネット等多様な媒体を活用した情報発信・情報収集 <p>【地域団体・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域情報の積極的な提供 <p>【地区社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙の内容拡充 ◆地域情報マップ作成 ◆地区社協ホームページ開設・拡充 | |

3 - 2 人を育てる、地域で育てる ~ 福祉教育の推進と地域福祉人材の育成 ~

福祉教育・福祉学習の推進

小中学生や現役世代、団塊の世代など様々なライフスタイル・ライフステージにあわせた福祉教育・福祉学習を推進します。“福祉の専門職”とボランティアや当事者などの“地域人材”との協力・連携により「福祉」や「私たちが暮らすまち」についてわかりやすく伝えていきます。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|--|---|---|-----------|
| ◆福祉教育の推進 ・福祉教育事業検討会の実施 ・学校職員向け福祉教育研修会、職員スキルアップ研修会の実施 ・子ども福祉職場体験プログラムの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉教育プログラムの企画・相談・調整 ◆区域の関係団体(学校や企業)との連携 ◆福祉教育講座の企画・開催 | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生涯を通じた福祉への関心理解 ◆活動への参加 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒への福祉教育 ◆地域との関係づくり <p>【地域団体・施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修会等の講師、体験の場の提供 | |

地域福祉人材の育成

地域の福祉活動を更に充実させるために、中心的な役割を担う人材の育成を行います。地域の様々な生活課題に対し相談者と同じ視点で支援を行うことができる人材、また人と地域、人とサービスを的確に結びつけられる地域人材の育成確保を目指します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|---|--|-----------|
| ◆地域活動リーダーの育成支援 ・求められる人材像の確立 ・活動リーダー研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動リーダー研修の協働 ◆地区社協リーダー研修等の実施 ◆地域ケアプラザとの協働による出前研修の実施 | <p>【市民・地域団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修への参加 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材の提供(研修講師等) ◆研修開催場所の提供 <p>【地区社協・民生委員児童委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修への参加 ◆区社協との協働による研修会の開催 | |

福祉専門職の育成・スキルアップ

地域特性に応じた地域福祉活動をより充実させていくために、地域活動団体や当事者団体を支援する福祉専門職の育成を行います。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|---|-----------|
| <p>◆地域福祉コーディネーター養成研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター養成区別研修の実施 ・小地域活動の支援、振興のための研修会(仮)の開催 <p>◆研修情報システムの構築</p> | <p>◆地域福祉コーディネーター養成研修の協働開催</p> <p>◆研修情報システムへの研修情報の提供・活用</p> | <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆研修会への職員参加 ◆研修開催場所の提供 <p>【地区社協】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉専門職との協働による地域福祉の推進 ◆研修情報システムの活用 | |

福祉分野への就業支援

福祉分野への就業の機会づくりとして、福祉の仕事が地域生活を支える“働きがいのある職業”“魅力のある職業”であることを積極的に周知していくとともに、職を離れている看護師や社会福祉士・介護福祉士等の有資格者が希望に応じて現場に無理なく復帰できるよう支援します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|---|-----------|
| <p>◆福祉人材の確保・就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職説明会、相談会の実施 ・潜在的有資格者現場復帰研修の実施 ・障害支援に関わる仕事体験の実施 | <p>◆区域での就職説明会の実施</p> <p>◆実習生の積極的受入</p> | <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆就職説明会等の積極的活用 ◆各種研修会やイベントへの参加 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆合同就職説明会への参画 | |

3 - 3 福祉活動を「地域のちから」でパワーアップ～市民活動の充実と協働のしくみづくり～

市民活動の総合的支援

地域の関係団体・機関等との連携により、市社協・区社協が中心となって地域で活動するボランティアグループ・当事者グループなどに対する総合的な支援体制(グループへのコンサルティング)のあり方を検討・確立し、実践します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|---|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆地区社協など、地域活動団体に対するコンサルティング <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体の支援体制確立 ・テーマ別研修会の開催 ◆福祉分野におけるコミュニティビジネス(巻末用語集※9)に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・あり方検討会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動の総合的な支援体制、コンサルティングのあり方検討・確立 ◆助成金制度の検討・広報 ◆民間助成金制度や活動場所等の情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ◆課題や困りごと等の情報発信 ◆地域福祉活動への参加 【地域団体】 <ul style="list-style-type: none"> ◆団体課題等の情報発信 ◆地域のネットワークに積極的に参加 【施設】 <ul style="list-style-type: none"> ◆空きスペースの提供(活動場所支援) ◆人材の提供(研修講師等) 【地区社協】 <ul style="list-style-type: none"> ◆地域団体の把握・連携 ◆人的・資金的支援 | |

新たな小地域活動の提案・実践、協働のしくみの拡充

“テーマ型NPOと自治会町内会の連携”、“当事者活動団体と地区社協との連携・協働”、“新旧住民の協働”など、既に実践されている地域の事例をヒントに、新しい形の小地域活動を提案し、実践支援します。

| 市社協の役割 | 区社協の役割 | 市民・地区社協・地域団体等に期待する役割 | 私たちにできること |
|---|--|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆新たな形の小地域活動についての提案・実践 <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体とテーマ型団体との協働支援 ・先駆的活動事例集の発行 ◆高校、大学等との連携によるボランティア活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・出張ボランティアセンターの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆部会や分科会を活用したテーマ別、取り組み別の連絡会の開催・ネットワークの構築 ◆団体組織化支援 ◆ニーズによる団体組織化実践と周囲団体との関係構築支援 | <ul style="list-style-type: none"> 【地域団体・施設】 <ul style="list-style-type: none"> ◆社協ネットワークを活用した、継続的な区域の情報交換と課題の抽出 【地区社協】 <ul style="list-style-type: none"> ◆NPO団体等との交流促進 ◆新規活動団体支援 | |

【用語集】

1 セイフティネットプロジェクト横浜(P12 他)

障害のある方々が地域で安心して暮らしていくために、様々な障害についての理解・啓発活動を行う組織。市内14の団体・機関で構成されているプロジェクトで、平成17年7月に発足。

2 まちかどケア推進事業(P12)

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する市民を増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す事業。認知症サポーター養成や市民向けの啓発イベント等を実施。

3 地域アセスメントシート・地区支援記録(P13)

「地域アセスメント＝地域を知ること」の意。地域アセスメントシートは、区社協や地域ケアプラザ等の専門職が住民主体の小地域活動の支援を進めていく過程で地域の状況(例:人口、高齢化率、立地条件、公園・学校や病院などの施設)を正確に知るために記入・活用する様式。地区支援記録は支援過程や結果等を記録するための様式。

4 コミュニティソーシャルワーク(P13)

個別の課題解決を通じて、地域で支えあう福祉コミュニティ(つながり)づくりを目指す手法。

特徴として、地域の中で個別ニーズ(生活課題)に基づきながら自立生活を支援していくために、地域住民との協働により必要なサービスを生み出す。住民一人ひとりのニーズに即して既存の支援を組み合わせたネットワークを小地域で構築する等が挙げられる。

5 地域活動ホーム(P16)

昭和54年の国際障害者年を契機に、地域福祉の拠点としてスタートした横浜市独自の制度による障害児者支援施設。「デイサービス事業」や、地域の障害児者や家族の生活を支える「生活支援」、「地域交流事業」を実施する他、「障害児地域訓練会」への支援等を実施。

6 生活支援センター(P16)

食事や入浴等のサービス、仲間との交流の場の提供、日常生活についての相談などを通して地域で暮らす精神障害者の方々に支援する施設。

7 自立支援協議会(P16)

障害者自立支援法に基づく、相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場。横浜市では地域活動ホーム、区役所、区社協、特別支援学校等との協働により協議調整を進めている。

8 ピアカウンセリング(P16)

障害者などの当事者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ問題の解決をはかること。ピア(peer)とは「仲間」「対等な立場」という意味。専門のカウンセラーが行うものではなく、相談をする人と相談を受ける人が対等な立場で、同じ仲間として行われるカウンセリング。

9 コミュニティビジネス(P22)

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与すると期待される。

| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-------------------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------|-----------------|--------------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--------|--------|------------------|--|
| 地域福祉保健計画に関する動き | 区地域福祉保健計画(別添1) | 21年度策定区7区 | 地区別懇談会、振り返り、データ分析、素案策定等 | | | | | | | | | | | | |
| | 区地域福祉活動計画(区社協) | 22年度策定区11区 | 第1期計画推進 | | | | | | | | | | | | |
| | 市地域福祉活動計画(市社協) <資料4> | | 第2期計画策定準備(振り返り、地区別懇談会、地区別データ収集等) | | | | | | | | | | | | |
| | 市地域福祉保健計画 | 4/16 厚生労働省への報告 | 計画本冊子発行 | 概要版・リーフレット発行 | | | | | 素案策定 市民意見募集 | | | 計画完成 | | | |
| | 安心生活創造事業(厚生労働省)(仮称)(別添2) | 地域福祉推進市町村の選定 | | | | | | | | | | | | | |
| 策定・推進委員会<資料5> | | | | | 委員会① 6/1実施 | | | 委員会② 9/29実施 | | | 委員改選準備 | | 公募委員募集 | 委員会③ | |
| 地域福祉保健活動を推進するための情報共有のルールづくり検討会<資料2> | | | | 状況把握・課題の整理・関係部署調整(～8月) | | | 検討会① 8/26実施 | | 検討会② | 検討会③ | 検討会④ 中間まとめ | 関係部署調整 | | | |
| 市・市社協の実施事項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画の普及・啓発 | 本冊子コピー版・策定指針の配布 | 本冊子製本版の発行・配布 | 庁内向け推進ニュース発行① | 広報よこはま(市版)7月号に掲載 | ホームページの改定 | 庁内向け推進ニュース発行② | ライフデザインフェア 10/31～11/1 | 庁内向け推進ニュース発行③ | | | | | | 庁内向け推進ニュース発行④ | |
| 区計画推進のための取組(別添3) | | 区への出前研修の実施(～3月) | 区・区社協計画一体的策定のための各区との意見交換 | 各区意見交換実施結果まとめ | 各区責任職との合同意見交換会 | | | | | | | | | | |
| 推進の柱1における取組 | 各区・地区別計画の状況の把握 | 災害時要援護者避難支援事業(別添4) | モデル事業の実施(～3月) | | 先進的な取組事例から、様々な仕組みの開発を検討 | | | | | | | | | | |
| 推進の柱2における取組 | 瀬谷区支えあい家族支援モデル事業(別添5) | | 庁内プロジェクトチーム発足 | 個人情報審議会 7/29 | モデル事業実施(～3月) | 庁内検討会開催(月1回) | 合同検討会①(地域関係者含) | 合同検討会②(地域関係者含) | 合同検討会③(地域関係者含) | | | | | | |
| 推進の柱3における取組 | 市レベルのNPO・ボランティア支援機関による協議 | 地域福祉コーディネーター養成研修などの人材育成(別添6) | | コーディネーター養成研修 区域研修(青葉、金沢、都筑、中、緑) | | 関係機関における情報交換、実施 | 検討 | | | 地域活動交流事業事例検討会 | | | | コーディネーター養成研修振り返り | |

「安心生活創造事業（厚生労働省）」（仮称）

厚生労働省が募集した「地域福祉推進市町村」（全国54自治体）の一つとして横浜市が選ばれ、一人暮らし世帯等を見守る「安心生活創造事業」を実施します。

1. 事業の概要

- 一人暮らし世帯等の「ニーズ把握」、「見守り」、「買い物支援」を、必要な人に対して「もれなく」カバーして実施します。
- 小地域（例示では人口2万人程度）のゾーンを設定し、チーフ及び訪問員を配置します。
- チーフの年間人件費は440万円程度、訪問員の配置経費として90万円程度が想定されています。
- 住民活動、民生委員活動と協働したきめ細かい対応を行います。
- 地域の自主財源の確保のため、公費・保険料・利用料に続く「第4のポケット」としての基金を設置し、住民からの「ワンコイン募金」や商店・企業等からの寄付を募っていきます。

2. 区局の協働体制

- 「安心生活創造事業」として国から示されているスキームに適合可能性のある区内の地域（中学校区程度の圏域が基本）の抽出に関し、健康福祉局から各区に打診した結果、次の2地区において、具体的な取組を進めていくこととなりました。

【旭区】旭北地区 【栄区】公田町団地地区

- 今後、具体的な地区における地元調整等は区が、国庫補助申請及び厚生労働省との連絡調整を含む事業全般の調整は局が、それぞれ主体となって取り組みます。区局の協働を基本としながら事業を進めていきます。

3. スケジュール等

- 今後委託先のNPO法人との調整を進め、10月以降本格的に事業開始できるよう、実施体制の確立に向けた調整を進めています。

<参考>

モデル地区の概要

【旭区】旭北地区 人口20,000人

NPO法人「たちばな福祉会」において「主任（社会福祉士）」を雇用・配置するとともに、同法人の登録ヘルパー及び地域の協力者を「訪問員」として活用する予定。

ワンコイン募金については、空き店舗に開設予定の住民サロンで物販等を行い、売り上げの一部を活動経費に充当予定。

【栄区】公田町団地地区 人口2,000人

NPO法人「お互いさまねっと公田町団地」の中に、「見守りねっと安心センター（仮称）」を組織化し、位置づける。また、地域の協力者（傾聴研修等受講済の地域住民等）を「見守りねっと支援員（仮称）」として育成、活用する予定。

ワンコイン募金については、ゾーン内開設予定の多目的拠点において、「青空市」「ミニ食堂・喫茶コーナー」の営業等を行い、売り上げの一部を活動費に充当予定。

市・市社協の実施事項〈区計画推進のための取組〉について

1 区への出前研修の実施（市）

区計画の策定・推進にあたり、地域福祉保健計画が目指すもの等について、局職員（主に地域福祉保健部長）が区に出向いて講義しています。

引き続き、区からの要望に応じて実施していきます。

| 区名 | 実施日 | 対象 | 参加者数 | |
|----|------------|-----------------|------|-------|
| 泉 | H21. 5. 22 | 区職員 | 50人 | |
| 栄 | H21. 5. 28 | 区職員 | 25人 | 計 50人 |
| | H21. 6. 5 | 区職員 | 25人 | |
| 戸塚 | H21. 6. 18 | 区責任職、区・区社協職員 | 59人 | |
| 磯子 | H21. 7. 10 | 区・区社協・地域ケアプラザ職員 | 144人 | |
| 緑 | H21. 7. 14 | 区責任職 | 21人 | 計 85人 |
| | H21. 7. 23 | 区・区社協・地域ケアプラザ職員 | 28人 | |
| | H21. 7. 31 | 区・区社協・地域ケアプラザ職員 | 36人 | |
| 旭 | H21. 9. 7 | 区責任職 | 27人 | 計 93人 |
| | H21. 9. 9 | 区・区社協・地域ケアプラザ職員 | 35人 | |
| | H21. 9. 10 | 区・区社協・地域ケアプラザ職員 | 31人 | |

※この他、区や地域ケアプラザ職員が参加する研修への局職員の講師派遣は、6/16・6/18・9/3「青葉区区域研修」、5/22「地域ケアプラザ所長研修」、9/3「地域包括支援センター研究会」においても実施。

2 区・区社協計画一体的策定のための各区との意見交換会（市・市社協）

平成 21 年 5 月～6 月にかけて、市・市社協が各区に出向き、区・区社協に対して、計画の策定・推進状況等をヒアリングしました（17 区実施）。

ヒアリングした結果について、一覧にまとめ区・区社協にフィードバックし、各区の状況を共有できるようにしました。

3 各区責任職との合同意見交換会（市）

平成 21 年 5 月～7 月にかけて、区役所の責任職（部長、課長、係長）を対象とした、区福祉保健施策の推進と地域福祉保健計画の関連等をテーマとした意見交換会を実施しました。

| 職位 | 実施日 | 内容 | 参加者数 | |
|------------------|------------|--|------|--------|
| 部長 (福祉保健センター) | H21. 6. 11 | 健康福祉局、市民活力推進局、西区、港南区の取組報告を受けて、意見交換 | 13人 | 計 29人 |
| | H21. 6. 19 | | 16人 | |
| 課長 (区役所) | H21. 6. 24 | 健康福祉局、市民活力推進局、西区、港南区、瀬谷区の取組報告を受けて、意見交換 | 15人 | 計 108人 |
| | H21. 6. 29 | | 28人 | |
| | H21. 7. 7 | | 32人 | |
| | H21. 7. 9 | | 33人 | |
| 係長 (運営企画係) | H21. 5. 21 | 地域福祉保健計画が目指すものについて | 25人 | |
| | H21. 8. 20 | 区・区社協計画一体的策定のあり方、地区別支援チームのあり方について | 19人 | |

※なお、区担当者、区社協担当者については、それぞれ局と市社協が 18 区の担当者を招集して会議を実施し、計画の策定・推進に関する意見交換を実施しています。

4 各区意見交換実施結果まとめ（市・市社協）

市から区へ情報提供等の要望があった事項については、対応しています。

引き続き、市と区（社協含む）で共に検討していくべき課題として、次の事項を抽出しています。既存の会議等を活用して検討していきます。

- ① 地区別計画策定・推進に伴う地区別支援チームのあり方について
- ② 区地域福祉保健計画と区地域福祉活動計画（区社協）の一体的策定について
- ③ 評価方法を含めた区計画の策定について
- ④ 地域ニーズの把握方法について
- ⑤ 地区別計画策定・推進組織（推進母体）の設置方法・働きかけ方について
- ⑥ 地域福祉保健活動の担い手育成について

< 推進の柱1における取組 > 各区の災害時要援護者避難支援事業

別添4

(平成21年9月)

| | 基礎データ | | | 要援護者 (リストの人数) (H21.3.31現在) | 要援護者 把握方式 | 実施地区 (実施単位)(※2) |
|------|----------------|-----------------------|-------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| | 連合町内会 (団体数) | 単位自治会 町内会 (団体数) | 地域防災拠点 (か所)(※1) | | | |
| 鶴見 | 17 | 124 | 31 | 8,158 | 同意方式 | 全地区 (地域防災拠点) |
| 神奈川 | 21 | 186 | 22 | 7,294 | 手上げ同意 併用方式 | 5か所 (単位町内会) |
| 西 | 6 | 102 | 12 | 3,125 | 同意方式 | 12か所 (単位町内会) 調整中 |
| 中 | 13 | 135 | 13 (1) (区独自で指定して いる拠点 1か所) | 5,493 | 手上げ方式 | 2か所 (連合町内会) |
| 南 | 16 | 209 | 25 | 7,851 | 手上げ同意 併用方式 | 29か所 (単位町内会) |
| 港南 | 15 | 174 | 31 | 6,667 | 同意方式 向こう三軒 両隣方式 | 16か所 (連合町内会2・ 単位町内会14) |
| 保土ヶ谷 | 20 | 194 | 26 | 7,164 | 同意方式 | 12か所 (単位町内会) |
| 旭 | 19 | 240 | 37 | 8,665 | 手上げ同意 併用方式 | 19か所 (連合町内会) 呼びかけ対象 |
| 磯子 | 10 | 169 | 21 | 5,597 | 同意方式 (H21から 手上げ方式) | 2か所 (連合町内会) |
| 金沢 | 14 | 170 | 26 | 6,867 | 手上げ同意 併用方式 | 2か所 (連合町内会1・ 単位町内会1) |
| 港北 | 13 | 153 | 28 | 8,053 | 同意方式 | 7か所 (連合町内会1・ 単位町内会6) |
| 緑 | 11 | 118 | 22 | 4,780 | 手上げ方式 | 19か所 (地域防災拠点) |
| 青葉 | 15 | 167 | 38 | 6,233 | 手上げ方式 | 全地区 (単位町内会) |
| 都筑 | 14 | 113 | 27 | 3,769 | 手上げ方式 | 6か所 (連合町内会) |
| 戸塚 | 17 | 220 | 35 | 7,386 | 手上げ方式 | 10か所 (単位町内会) |
| 栄 | 7 | 91 | 20 | 3,544 | 手上げ同意 併用方式 | 2か所 (単位町内会) |
| 泉 | 12 | 154 | 23 | 5,040 | 手上げ方式 | 全地区 (連合町内会) |
| 瀬谷 | 12 | 155 | 15 | 4,296 | 手上げ同意 併用方式 | 全地区 (単位町内会) |
| 横浜市 | 252 | 2,874 | 452 (1) | 109,982 | | |

※1 地域防災拠点のか所数は、各拠点の住所地を元に集計しています。

※2 主に市のモデル事業について記載しています。その他に、地域で独自に実施している取組もあります。

<推進の柱2における取組>

瀬谷区支えあい家族支援モデル事業（区局連携事業、こども青少年局と共管）

1 事業目的

- (1) 日常生活を営むのに支障が生じている子育て世帯に対して、アシスタントを派遣し自立した生活を目指すための支援をします。
- (2) アシスタントの派遣を通じて把握した課題から、対象世帯への生活支援や子どもの学習支援、地域における支援体制について検討します。

2 事業内容

(1) アシスタントの派遣

① 派遣対象者

生活が困難な状況にある子育て世帯

② 派遣方法

区内で活動実績のある法人へ委託し、ノウハウを持つ人材（アシスタント）を対象世帯へ派遣します。

(2) 検討会の実施

事業実施を通して明らかにされた対象世帯の課題について、支援方法や地域における支援体制を検討するために、「瀬谷区あったか家族支援検討会」を設置します。

メンバー：学識経験者・受託事業者・地域関係者

瀬谷区福祉保健センター・健康福祉局・こども青少年局

その他必要な者

3 進捗状況

- 委託業者の検討（6月）。
- 横浜市個人情報審議会にて審議（7月29日）。
- 業者委託契約。事業開始（8月～）。
- 庁内検討会を月1回開催し、ケースの状況共有、アシスタント派遣から見えてきた課題の明確化をはかる（9月～）。
- 瀬谷区あったか家族支援検討会（10月、12月、2月予定）。
事業実施を通して明らかにされた対象世帯の課題について、支援方法や地域における支援体制を検討予定。

＜推進の柱3における取組＞ 地域福祉コーディネーター養成研修などの人材育成

H21. 9. 15現在

| 事業名 | | 概要 | 時期 | 実績（人） | | |
|--------------------------|----------------------|--|--|-----------|--|------|
| 地域福祉 コーディネーター 養成研修 | 基礎編 | ＜対象＞ 経験24か月未満で基礎編未受講の地域活動交流コーディネーター等 ＜内容＞ 地域福祉推進の必要性とコミュニティワーカーの役割、地域ケアプラザの役割と意義、地域交流部門の評価、小地域におけるネットワークの意義と構築法、効果的な自主事業の企画と実践 など | ① 6月4日 | 27 | 延 101 実 30 (実内訳) ケアプラザ 29 区社協1 | |
| | | | ② 6月30日 | 26 | | |
| | | | ③ 7月6日 | 25 | | |
| | | | ④ 7月22日 | 23 | | |
| | フォローアップ研修 | ＜対象＞ 21年度基礎編受講者 ＜内容＞ 1年間の業務の振り返り、成果確認など | H22. 2月頃 | | | |
| | 応用編 | 応用編① | ＜対象＞ 経験24か月以上の地域活動交流コーディネーター 他 ＜内容＞ 個別支援と地域支援、地域福祉保健計画と事業運営、ネットワークと人材育成・社会資源開発 など | ① 9月25日 | | |
| | | 応用編② | ＜対象＞ 経験24か月以上の地域活動交流コーディネーター 他 ＜内容＞ 地域交流コーディネーターの希望を確認しながら決定 | ② 10月21日 | | |
| | | フォローアップ研修 | ＜対象＞ 21年度応用編①又は応用編②受講者 ＜内容＞ 業務の振り返り、情報提供、意見交換など | ③ 12月11日 | | |
| | | ＜各区共通＞ | ＜対象＞ 各区における地域ケアプラザ・区社協・区職員 ＜内容＞ 区地域福祉保健計画を策定・推進するため、区・区社協・地域ケアプラザの三者がお互いの機能を理解し、連携できるように実践的な手法を考える。 | | 延べ | 延べ合計 |
| | | 青葉区 | ○講義－地区別計画を策定する意義と地区支援チームの役割について ○演習－モデルデータを用いて地区の課題と課題解決に向けての取組を考える | ①-1 6月16日 | 21 | 78 |
| | | | ①-2 6月18日 | 30 | | |
| | | ○講義－他区の地区別計画の状況について ○講義－青葉区における地区支援について | ② 9月3日 | 27 | | |
| | 金沢区 | ○講義－地域福祉保健計画の基礎理解 ○演習－地区診断 1 | ① 8月5日 | 44 | 79 | |
| | | ○演習－地区診断 2 | ② 8月7日 | 35 | | |
| | 都筑区 | ○講義－「個別支援」・「地域支援」両者の総合的支援の視点について・具体的に取り組みを進めるために ○演習－各地域ケアプラザ単位（5日間） | ①-1 9月17日 | | | |
| | | | ①-2 9月29日 | | | |
| | | | 検討中 (11～12月頃) | | | |
| | 中区 | ○講義－地域が見えるデータ分析について ○演習－分析を行うための指標の抽出 | ① 9月25日 | | | |
| | | ○演習結果発表・助言－各地域ケアプラザ単位で分析結果を発表し、分析結果の解釈について、助言を受ける | ② 10月27日 | | | |
| | 緑区 | ○講義－地区支援チームの地域支援のあり方と実務等について ○講義－地区別計画の進ちょく状況等について | ①-1 10月6日 | | | |
| | | | ①-2 10月14日 | | | |
| | 地域活動交流事業事例検討会 | ＜対象＞ 地域ケアプラザ・区社協・区職員 ＜内容＞ 地域ケアプラザ地域活動交流部門の活動事例を分析・検討。自主事業、スキル、各種機関連携、記録の4分野の事例。 | 11月12日 | | | |
| | 地域活動コーディネーターハンドブック作成 | ＜内容＞ 地域ケアプラザの地域活動交流部門が行う役割を示し、業務指針としての位置づけとする冊子を作成する。 | H21年度原稿作成 発行時期未定 | | | |

第2期横浜市地域福祉保健計画推進委員会 改選について (案)

◆第2期横浜市地域福祉保健計画推進委員会の設置目的

平成21年3月に策定した「第2期横浜市地域福祉保健計画」について、市及び区計画の実施状況を踏まえ、平成23年度実施の中間振り返りに向けて、現行計画の評価を行うとともに、市としての地域福祉保健推進の方向性等を検討する。

推進委員会委員は、横浜市の地域福祉保健について理解のある学識者、地域福祉保健団体関係者、市民公募委員など20名程度で構成する。任期は2年。

I 市民委員公募

1 選考方法

(1) 周知

- ・ 広報よこはま市版1月号に募集記事掲載、横浜市及び市社協HPにも募集要領掲載。
- ・ 各区・関係機関等に募集案内リーフレット配布

(2) 募集人数

- ・ 市民委員3名程度

(3) 応募方法

- ・ 地域福祉保健活動に沿った小論文（テーマは応募時期までに決定）と、応募者の活動歴・バックグラウンド等を記入した応募用紙を添えて応募する。広い視野の市民参加を促すため、地域福祉保健活動の実績や区計画への関わりを必須とするなどの応募条件付けはしない。市内在住・在勤・在学の地域福祉に関心ある18歳以上の方、等の条件で募集。
- ・ 多くの市民参加を促すため、市民委員は基本的に再選しない。（任期は2年）

(4) 選考

- ・ 第1次審査は、応募書類と小論文で事務局が実施。
- ・ 第2次審査は、第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員の代表に参加していただき、事務局の部課長級と選考委員会を設置、面接選考実施。
- ・ 第2次審査の面接は、2月下旬～3月上旬頃

(5) 決定

- ・ 面接結果で最終選考、推進委員会委員を決定。
- ・ 委嘱は他の委員と同時。選考結果は決定時に応募者に通知するが、委嘱状は第1回委員会開催時に渡す。

2 タイムスケジュールイメージ

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 9月29日 | 第2期横浜市地域福祉保健計画策定推進委員会に公募の方向性を提示、ご意見をいただき調整。 | |
| 11月中旬 | 広報よこはま掲載原稿提出 | |
| 1月上旬 | 広報よこはま掲載、HP掲載、募集チラシ配布 | |
| 2月上旬 | 応募締め切り | |
| 2月中旬 | 第1次選考（書類・小論文） | 事務局実施 |
| 2月下旬～3月上旬 | 第2次選考（面接） | 選考委員会＋事務局 |
| 3月下旬 | 決定 | |
| 4月下旬～5月中旬 | 第1回推進委員会（委嘱） | |

II 団体への推薦依頼

横浜市民生委員・児童委員協議会、横浜市保健活動推進員会、横浜市食生活等改善推進員協議会、横浜市医師会、横浜市社会福祉協議会 区社会福祉協議会部会、横浜市社会福祉協議会等、関係団体へ各団体からの委員の推薦を依頼。（2月上旬頃）